

# アテナイ民会における民主的熟議

——正当性を得るための手続きと行動\*——

ミルコ・カネヴァロ Mirko Canevaro

訳：佐藤 昇

## 記者解題

本稿は2019年3月23日に京都大学においてミルコ・カネヴァロ氏が行った口頭報告を邦訳したものである。同氏はトリノ大学で学士号及び修士号、2012年にダラム大学で博士号(西洋古典・古代史)を取得した。現在、エジンバラ大学ギリシア史教授として教鞭を振るう一方、研究者として際立った活躍を見せ、古典期アテナイの法制度・制度運用等について数多くの論考を発表している。主著に、法廷弁論に収録されている文書の信頼性について分析した *The Documents in the Attic Orators: Laws and Decrees in the Public Speeches of the Demosthenic Corpus* (Oxford 2013)、デモステネス 20 番弁論の伊語訳註 *Demostene, Contro Leptine. Introduzione, Traduzione e Commento* (Berlin 2016)がある。政治理論・現代政治にも明るく、共編著 *Ancient Greek History and Contemporary Social Science* (Edinburgh 2018)を公刊した他、イタリアの新聞 *Il Fatto Quotidiano* にも論説を寄稿している。

カネヴァロ氏の招聘及び報告は、訳者が代表を務める研究プロジェクト「民主政アテナイの演説文化：法廷における実践的修辞戦略に関する総合的研究」の一環として行われた。同プロジェクトは、近年、政治学で盛んに議論されている熟議(または討議)民主主義 *deliberative democracy* の理論を援用し、アテナイ民主政再考を図るものである。現代の代議制民主主義においても市民が市民集会などの討議・熟議に参加し、政府の意思決定に関与することの重要性が説かれ、理論構築、実践的取り組みが行われている。我々のプロジェクトは、広範なアテナイ市民が公的議論に参加する場に注目し、背景となる制度、行動規範、演説文化、それらの相互作用を分析することでアテナイ民主政の実像を再構成しようとするものである。問題関心を共有するカネヴァロ氏にも共同研究者として加わっていただいた。本稿で提示されている個々の論点に必ずしも多くの研究者が賛意を示すわけではないかも知れない。しかし、民主主義の動揺・再考が叫ばれる現在、古代ギリシアの民主政を何故、如何なる視点から捉え直し、考え直すべきなのか、本論から何かしらの刺戟を感じ取っていただければ幸いである。なお口頭報告の元となった原稿の完全版は、エジンバラ大学HP内の *Research Explorer, Research Output* において公開されている(2020年3月10日確認)。翻訳は専門研究者以外にも近づきやすくなるよう、著者本人とも話し合いの上、適宜意識し、修正を加えている。〔〕は訳者による注釈である(訳者：佐藤昇)。

---

\* 対話を通じて多くの刺激を与えてくださった Edward Harris、Josiah Ober、Nino Luraghi、David Lewis、Alberto Esu、Benjamin Gray そして Christian Ammitzbøll Thomsen には記して謝意を表したい。とりわけ Edward Harris、David Lewis、Alberto Esu そして Nino Luraghi は、本論の下読みをしてくださった。また Vincent Azoulay 及び *Annales HSS* の匿名査読者からも示唆、批判をいただき、これにも感謝している。最後に、本研究のために資金を提供してくださった the Leverhulme Trust にも感謝している。

## はじめに

現在の歴史研究及び政治理論から見て、古代のアテナイが直接民主政の際立った（多くの人にとっては、最も際立った）事例であることには疑問の余地がない<sup>1</sup>。前4世紀、市民3万人のうち6,000人以上（それ以上のことも少なくなかった）が少なくとも年に40回、プニュクスの丘に集い、集団で意思決定を行っていた。年毎に抽籤で選ばれた500人のアテナイ人が評議員となり、祭日を除き毎日会合を開き、公的な問題を全て議論して、さらに民会の議題を準備した。法廷で裁判員を務める者も抽籤により6,000人が選ばれ、何百というアテナイ人が（やはりおよそ抽籤によって）公職に就いた。アテナイは、ごく単純に言って市民参加の程度がきわめて高くなければ、機能し得なかったのである。

しかしアテナイはこれまで、熟議民主主義の事例として確固たる承認を得てきたわけではない<sup>2</sup>。たしかにアテナイ民主政に熟議的性質があったことは、前4世紀に使用されていたギリシア語表現に対する定訳〔英訳〕から推測も可能だろう。ギリシア語「δημηγορία」は専ら「deliberative speech」〔しばしば「審議演説」と訳される〕、「ῥητορική δημηγορική / συμβουλευτική」は、およそ「deliberative rhetoric」〔しばしば「審議用修辞法」〕と訳される<sup>3</sup>。したがって研究者の中には、ここからアテナイを現代の熟議民主主義の理念と結びつける者もいる。例えば、バロトBalotは次のように主張している。パレシア〔「発言の自由」を意味する古典期アテナイの政治理念〕は「真の民主的熟議を生み出した。すなわち、公的対話 public conversation——意見が自由に飛び交い、批判や対立意見も発せられ、尊重される。相異なる意見がさらに修正、改善されることもあり得る。やがて最終的には集団全体として支持できるような決定が成立する——こうした対話が実践されていたのである。……以上の諸点においてアテナイの民主的熟議は、熟議民主主義を論じる現代の理論家たちが主唱する公的対話にごく近いものであったように思われる」。またヴィラセクVillacèqueは、アテナイの熟議と劇場性theatricalityの連関を論じており、とりわけ聴衆の反応と喧騒（ギリシア語で「トリュボス」）に注目して

<sup>1</sup> 近頃、P. Cartledge, *Democracy: A Life* (Oxford 2016) が、またアテナイを「最初」の「デモクラシー」の例として挙げている。民主政発生を多元的に解釈している近年の研究として、E. Flaig, *Die Mehrheitsentscheidung. Entstehung und kulturelle Dynamik* (Paderborn 2013), その他、例えば M. Detienne, “Des pratiques d’assemblée aux formes du politique,” in *Qui veut prendre la parole*, ed. M. Detienne (Paris 2003) 13-30; P. Cartledge, *The Greeks and Us* (Cambridge 2007), esp. 101-25. また D. Graeber, *The Democracy Project. A History, A Crisis, A Movement* (New York 2013) ch. 3 [デイヴィッド・グリーバー『デモクラシー・プロジェクト：オキュパイ運動・直接民主主義・集合的想像力』（航思社、2015年）] も参照。

<sup>2</sup> 熟議民主主義を扱った論集として影響力のあるものは、J. Bohman and W. Rehg eds. *Deliberative Democracy: Essays on Reason and Politics* (Cambridge, MA 1997); J. Elster, ed. *Deliberative Democracy* (Cambridge 1998); A. Gutman and D. Thompson, *Why Deliberative Democracy?* (Princeton 2004) などがある。近年の反響に関しては、J. Mansbridge et al., “A systemic approach to deliberative democracy,” in *Deliberative Systems—Deliberative Democracy at the Large Scale*, eds. J. Parkinson and J. Mansbridge (Cambridge 2012) 2-26; D. Owen and G. Smith, “Survey article: deliberation, democracy, and the Systemic Turn,” *Journal of Political Philosophy* 23/2 (2015) 213-234; S. Elstub, S. Ercan and R. Mendonça, “Editorial introduction: the fourth generation of deliberative democracy,” *Critical Policy Studies* 10/2 (2016) 139-15; N. Curato et al., “Twelve key findings in deliberative democracy research,” *Daedalus* 2017 (2017) 28-38 などを参照。

<sup>3</sup> H. Yunis, *Taming Democracy* (Ithaca, NY 1996) 16 n. 24; D. Cammack, “Was Classical Athens a deliberative democracy?” *Journal of Political Philosophy* (forthcoming). [邦語では、例えば『アリストテレス全集 13 弁論術・詩学』34-36頁（1巻3章1358b）などを参照]

いる。Oberはアテナイがきわめて洗練された「認知的民主主義 epistemic democracy」〔認知的多様性、集合知を利用することで高い予測力・問題解決能力を備えた民主主義〕であったことを論証する中で、社会に広く散在している知識を集積するために、民主的熟議が重要であったと強調している<sup>4</sup>。

しかし、このように定説を基にしたものを除くと、アテナイ民主政の熟議的性質を意識的に強調して扱っているものは例外的であり、熟議民主主義に関する現代の研究に正面から取り組もうとしている研究は、一層例外的である。実際のところ、現在標準的に示されているアテナイ民主政像は、深刻な対立を伴う意思決定システムであり、著名政治家たちが民会の壇上で演説を行い、異なる意見がそのまま多数決の原理を通じて集積されていたというものである。とりわけハンセン Hansen は、民会では「意見交換」が行われておらず、「少数の半職業的またはおおよそ職業的な演説家」が「時間の異なる一連の演説」を行っていたに過ぎないと主張している<sup>5</sup>。キャマク Cammack はこの考えをさらに推し進め、まず市民団（デモス）と演説家・政治家（レトル）を明確に区別した上で、市民団の熟議については完全に内面的なものとして描いている。すなわち指導者たちが演説を行い、これを聞いた大衆が票を投ずるといったように<sup>6</sup>。研究史上、アテナイ民主政は熟議民主主義よりも国民投票型 plebiscitary 民主主義の意思決定に近いものとして提示されてきた<sup>7</sup>。

しかし、こうした像はおそらく正しくない。アテナイの意思決定の力学を制度的な側面、そして関連諸制度を支える規範や価値観に照らしてよりよく理解するためには、アテナイの熟議的特性を示す諸要素を真剣に見直し、熟議民主主義に関する文献に正面から取り組み、これを通じて古代の熟議的特性にアプローチするべきなのである。しかし旧来、そうした研究はなかなか行われずにいた。このためにアテナイ民主政の意思決定は、むしろ正反対のもの、すなわち対決的 adversarial、集計的 aggregative、多数決主義的 majoritarian なものとして描かれがちであった。これには3つの要因が考えられる。まずアテナイの政治システムの性格、その背後にある理念を考察する際、主たる史料となるのはしばしばトゥキュディデスやプラトン、アリストテレスといった著作家たちの作品であった。彼らは民主政に批判的であり、愚かな決定、市民団の無知や悪意、扇動政治、内戦といったことに焦点を合わせている<sup>8</sup>。

<sup>4</sup> R. Balot, *Greek Political Thought* (Oxford 2004) 63-6; N. Villacèque, “Chahut et délibération. De la souveraineté populaire dans l’Athènes classique,” *Participations* 3/2 (2012) 49-69; N. Villacèque, “Θόρυβος τῶν πολλῶν: le spectre du spectacle démocratique,” in *Le Savoir public. La vocation politique du savoir en Grèce ancienne*, ed. A. Macé (Besançon 2013) 283-312; N. Villacèque, *Spectateurs de paroles: délibération démocratique et théâtre à Athènes à l’époque Classique* (Rennes 2013); J. Ober, *Democracy and Knowledge: Innovation and Learning in Classical Athens* (Princeton 2008) particularly 160-7; also A. Macé, ed. *Le Savoir public. La vocation politique du savoir en Grèce ancienne* (Besançon 2013) chs. 14-20.

<sup>5</sup> M. H. Hansen, *The Athenian Democracy in the Age of Demosthenes* (Oxford 1991) 142-4. F. Ruzé, *Délibération et pouvoir dans la cité grecque: de Nestor à Socrate* (Paris 1997) も参照。

<sup>6</sup> 例えば、以下を参照。D. Cammack, “Aristotle on the Virtue of the Multitude,” *Political Theory* 41 (2013) 175-202; D. Cammack, “The Democratic Significance of the Classical Athenian Courts,” in *Decline: Decadence, Decay and Decline in History and Society*, ed. W. O’Reilly (Budapest, forthcoming); D. Cammack, “Deliberation in ancient Greek Assemblies,” *Classical Philology* (forthcoming).

<sup>7</sup> この区分については、S. Chambers, “Rhetoric and the public sphere: has deliberative democracy abandoned mass democracy?” *Political Theory* 37 (2009) 323-50 を参照。

<sup>8</sup> J. Ober, *Political Dissent in Democratic Athens: Intellectual Critics of Popular Rule* (Princeton 1998); E. M.

しかしアッティカ弁論や碑文を中心素材とし、アテナイの意思決定に関わる手続き上の特性（第1節参照）、そして現実に民会で行われていた熟議を支える価値観、規範、優先事項などを再構成してみると（第2節参照）、これらとは全く異なる像が浮かび上がる。トゥキュディデス、クセノフォン等に見られる民会描写は、作者の意図に流されることなく、制度や土台となる価値観に照らし、確実に知り得る情報に即して読まねばならない（第3節参照）。

第2に、古代史家たちは大抵、ギリシア諸都市の意思決定がおおよそ多数決原理に依拠していた、換言すれば、意見が割れていてもそのまま票が集計され、決定が下されていたと見做している。政治理論家たちもこれに倣った。これは自明のこととされ、議論されることも殆どなかった。主だったものをいくつか挙げてみよう。リュゼ Ruzé は、参加者の合意に基づく意思決定が、前5世紀までに多数決原理に置き換えられたと主張している。ローズ Rhodes は、アテナイの民会では「最終決定は、単純に多数によってなされる」と述べている。ハンセンの考えによれば、都市国家の文化を特徴付けるのは「政治的意思決定過程であった。そこではしばしば民会で討論が行われた後に、法や決議が投票に付され、多数決によって決定されていた」としている。バルトは「アテナイでの政治的討論は多数決によって決着が付けられる。それ以外はない」と述べている。ゴティエ Gauthier は、「民主政下の民会では決定の大半が多数決によって下されていた。これは現在の規範となっているものである」という。フライク Flaig は、多数決原理こそがギリシアの政治的意思決定の典型であると確信し、このことに種々の現象、すなわちモノや技術に関する投資や革新、そして合理的理性や科学の発展までも結びつけている<sup>9</sup>。本論では、この考えもまた誤りであると論じてゆきたい。たしかに投票結果が僅差に終わる〔＝意見が割れたまま決定される〕こともときにはあったが、民会の制度的な仕組み、そしてその理念は参加者の合意形成を目指したものであり、史料が示唆するところでは、しばしば（おそらく大抵の場合）実際に合意形成に成功していたようなのである。意思決定システムは、個人がそれぞれ元来持っている、変化することのない選好 preferences を単に集計し、合計するために仕組みられていたわけではなく、民主的熟議を通じて人々の選好に変化を与え、市民団全体が合意に向かうように作られていたのである<sup>10</sup>。

---

Harris, “Was all criticism of Athenian democracy antidemocratic?” in *Democrazia e anti-democrazia*, ed. U. Bultrighini (Alessandria 2006) 11-24 も参照。後者はオウバの議論に若干の修正を加えている。

<sup>9</sup> F. Ruzé, “Plethos, aux origines de la majorité politique,” in *Aux origines de l'hellénisme: la Crète et la Grèce. Hommage à Henri van Effenterre* (Paris 1984) 247-64; Ruzé, *Délibération*; P. J. Rhodes, *A History of the Classical Greek World 478-323 BC* (Oxford 2010, 2nd ed.) 62; M. H. Hansen, *Polis. An Introduction to Ancient Greek City-State* (Oxford 2006) 2, 15; R. Balot, *Greek Political Thought* (Oxford 2006) 55; Ph. Gauthier, “Quorum et participation civique dans les démocraties grecques,” in *Études d'histoire et d'institutions grecques. Choix des écrits*, ed. D. Rousset (Genève 2011) 421-54; Flaig, *Mehrheitsentscheidung*; A. Maffi, “Origine et application du principe de majorité dans la Grèce ancienne,” in *Symposion 2011*, eds. B. Legras and G. Thür (Wien 2013) 21-32; A. Maffi, “Il principio di maggioranza nella prassi politico-giuridica della Grecia classica e nella critica aristotelica,” in *Legittimazione del potere, autorità della legge: un dibattito antico*, ed. F. De Luise (Trento 2016) 109-52.

<sup>10</sup> 筆者は旧稿で、アテナイ以外の史料にも依拠しながら、ギリシアの都市国家全体にわたって合意形成が広まっていたことについて説明している。M. Canevaro, “Majority rule vs. consensus: the practice of democratic deliberation in the Greek poleis,” in *Ancient Greek History and the Contemporary Social Sciences*, eds. M. Canevaro et al. (Edinburgh 2018) 101-156. アテナイ民主政が集計型 aggregative であり多数決原理に依拠しているという大方の合意に対して、部分的な例外は、D. Musti, *Demokratia. Origini di una idea* (Roma-Bari 1995) 及び J. Mansbridge, *Beyond Adversary Democracy* (Chicago 1980) 13-14, n. 16, 336-7; M. H. Hansen, *The*

第3に、熟議民主主義を論じてきた理論家・政治学者たちは、ときにアテナイ民主政に同意を示すこともありはするものの、概して小規模な直接民主主義、参加型民主主義に対して疑いの目を向けてきた<sup>11</sup>。著名な例を1つだけあげれば、フィシュキン Fishkin は古典的なモデルについて考えながら、対面的な直接民主主義に問題があることを強調している。曰く、小規模民主主義は「扇動政治の餌食になりやすく」、そのため「僭主政治の餌食になりやすい」と。さらに参加率の上昇は、参加に関わる質の問題に答えるものではないという。「大衆の熟議能力は疑わしい」というのである<sup>12</sup>。

参加型民主主義と現代における熟議民主主義の理想型との間に、潜在的に大きな溝があるという事実は、近年、一層鮮明に浮かび上がってきた。これは国民投票という一種の直接民主政が、大きな役割を果たすようになってきたことによる——しばしば右翼のポピュリストの主導により、(しばしば「国民のイニシアティヴ」に端を発した) 国民投票を行い、これによって意思決定を直接的な「国民の意思」に頼ろうとする試みが、幾度となくくり返されている。オフエ Offe はこう述べている「近年、こうした直接民主主義的の制度が、ミナレットの建設、移民の制限、少数言語の公的使用、外国人による農地獲得、同性婚、相続税の(遡求)課税、ベーシックインカム可否など、実に多様な政策を決定するのに用いられている。」このように国民投票的な方策に訴えるということは、現代のリベラルな代議制民主主義の正当性を揺るがすことにも繋がるのだろうが、しかしそれらが熟議民主主義の理念と対極に位置していることについては、殆ど疑いを容れない<sup>13</sup>。そして古代のアテナイは直接民主主義の原型である。とすると、アテナイの意思決定及び政治生活というのは、今日勢いを増している国民投票型モデルのようなものだったのだろうか。アテナイは、直接民主主義の国民投票的モデルを批判するための事例としてのみ有益なのだろうか。筆者にはそうは思われない。アテナイでは、直接民主政の下で大衆がさまざまに政治参加をしているが、その働きと、何よりその正当性は、熟議のための堅固な諸制度によって保証されており、またそこからあらゆる論点について、(比較的高度な)情報の開示を伴う、広範にわたる討論が生み出され、そしてそれらがさらに強固な熟議志向のエートス(すなわち、民主的熟議に参加する全市民に取り入れられており、全市民に備わっているものと期待されている「熟議の姿勢 deliberative stance」)によって強化されている——そうしたタイプの直接民主主義について、アテナイは豊かな事例を提供しているのだと考えられる<sup>14</sup>。

本論では、直接民主政アテナイの諸制度の中で民主的熟議がどのような位置付けにあるのかを探求してゆく。この際、とりわけ民会に焦点を合わせるものとする。ただしこのことは、民主的熟議が民会以外では起こらないということの意味しているわけではない。あるいは、

---

*Athenian Ecclesia: A Collection of Articles, 1976-1983* (Copenhagen 1983) 207-29.

<sup>11</sup> 例えば、C. Pateman, “Participatory democracy revisited,” *Perspectives On Politics* 10/1 (2012) 7-19 及び Y. Sintomer, “Délibration et participation: affinité élective ou concepts en tension?” *Participations* 1 (2011) 239-276. 近年、参加型民主主義と熟議民主主義の並立可能性が探求され始めている。Curato et al., “Twelve,” 32.

<sup>12</sup> J. Fishkin, *Democracy and Deliberation: New Directions for Democratic Reform* (New Haven 1993) 21, 50.

<sup>13</sup> C. Offe, “Referendum vs. institutionalized deliberation: what democratic theorists can learn from the 2016 Brexit decision,” *Daedalus* 2017 (2017). 以下も参照。J. Fishkin and J. Mansbridge, “Introduction,” *ibid.*, 6-13; H. Landemore, “Referendums are never merely referendums: on the need to make popular vote processes more deliberative,” *Swiss Political Science Review* 24/3 (2018) 320-327.

<sup>14</sup> この表現は Owen-Smith, “Survey,” 228-30 より拝借した。

民会における意思決定が、合意形成を目指す熟議 consensus deliberation を通じてなされていたことを示したとしても、それ自体では、政治システム全体が熟議的性質を備えていたことの証明にはならない。しかしながら、民会は研究事例としてきわめて適切なのである。というのも第1に、その手続き（そして関連する行動）が文献及び碑文に広範に記録され、現存している。第2に、民会という制度こそが、市民団（デモス）の集団としての意思決定能力を最も直接的に体現するものであった。そのことは、決議の決定を示す定型句に端的に現れている（ἔδοξε τῷ δήμῳ 「民会＝市民団（デモス）に決定された」<sup>15</sup>）。民会で行われる熟議の手続きは、そのほかのさまざまな熟議の場と相互に影響しあい、また法廷のような熟議的ではない場（集積的で、厳密な多数決原理による手続き）とも相互に作用していた。結論部では、熟議のシステムという考えを導入するために、こうした相互作用に立ち戻ることとする。しかし、ともかくも、まず民会の制度的構造が、合意形成を目指した民主的熟議を促すように設計されていたと証明することができれば、そのような意思決定のシステムがアテナイ人にとってきわめて重要であったことを示すことに、一步近づくことになる。

現在、熟議民主主義をめぐる議論は、一方で、手続き的な仕組みを焦点に議論が展開されている。例えば、平等かつ公平な参加を要件とする熟議は、如何なる環境で生じるのか、といった点である。他方、熟議のための行動 behaviour も議論の焦点となっている。すなわち、演説の性質、聴衆の態度が民主的熟議を行うのに適しているのか否か、という点である<sup>16</sup>。第1節では、民会の手続き的な側面に注目し、合意形成に向けた熟議を志向するように設計されていたのか否かという問題を議論する。第2節では、行動に、より正確に言えば、民会における行動規範に関する発言、そしてそれらを正当化する発言に焦点を合わせる。ここでは決定の正当性に格別の関心が寄せられており、その正当性は（本論で確認してゆくように）、投票権そのものではなく、熟議にあらゆる立場の人間が参加可能であることに由来すると理解されているのである。第3節では、民会熟議の中でも大変問題を孕む事例を分析する。そこで、個人それぞれが元来持っている選好を単に集計するのではなく、それを超えるために、アテナイの意思決定には如何なる要素が備わっていたのかを探る。

## 1. 熟議のための手続き

本節の分析対象は、民会での討論及び挙手採決に関して定められていた熟議のための手続きである。これらの複雑な手続きの中に、広範に開かれた熟議と合意形成に配慮した制度上の仕組みがあったことを、分析を通じて明らかにしてゆく。

前4世紀、アテナイの民会は少なくとも1年に40回、1行政月（プリュタネイア）に4回は開催されていた（1行政年度は、評議会暦に従って、10行政月からなっていた）<sup>17</sup>。これら40回の会合に加えて、緊急の会合はいくらでも開催することができた。民会への参加は18歳以上の全成人男性に認められていた（伝アリストテレス『アテナイ人の国制』42章5

<sup>15</sup> P. J. Rhodes with D. M. Lewis, *The Decrees of the Greek City-States* (Oxford 1997).

<sup>16</sup> D. Landa and A. Meirowitz, "Game theory, information, and deliberative democracy," *American Journal of Political Science* 53 (2009) 427-44, esp. 429-30; Ch. List, "Democratic deliberation and social choice: a review," in *Oxford Handbook of Deliberative Democracy*, eds. A. Bächtiger et al. (Oxford forthcoming) 等を参照。

<sup>17</sup> E. M. Harris, *Democracy and the Rule of Law in Classical Athens: Essays on Law, Society, and Politics* (Cambridge 2006) 81-120.

節)。全市民は前4世紀におよそ3万程度を数えたとされ<sup>18</sup>、民会には毎回、そのうちの少なくとも6,000名が出席していた<sup>19</sup>。民会手当があることで市民は参加を促されており、また参加することが可能であったが、手当を受け取るためには民会開始の時点で会場にいなければならなかった(アリストファネス『女の議会』290, 385, 395行)。諸史料によれば参加者数はたしかに、とりわけ貧困層の参加は実際、相当数に上っていた。ただし中心市の住民の方が、田園部住民よりも比率が大きいという側面もあった。アッティカ地方の周辺地域住民にとっては、50~60マイルもの距離を往復することになったからである。民会では全市民に同じ権利が認められていた。投票権ばかりではなく、何より発言権に関しても平等であった。アイスキネスの言葉によれば(1番27節)、「祖先に将軍職経験者がいないような人間であっても、あるいは必要な糧を手に入れるために何かしら仕事をしている人であっても、(立法者は)演壇から追い払うことはありませんでした。彼はむしろこういった人々を、ことのほか歓迎しているのです。それ故にこそ、何度もこのように尋ねるのです『誰か発言したいものはいないか』と〔以下、古典文献や碑文の引用は、すべて訳者による拙訳である〕」。

民会の招集と議題の起草は当番評議員の役目であった。彼らは五〇〇人評議会のうち1部族を代表する50人のメンバーで、1行政月間この役目を担っていた。評議員は地域毎に、住民全体の代表となるよう毎年抽籤により選出された。評議会は毎日開催され、評議会独自で議案の決議を行うとともに、民会で議論される全案件について事前審議を行い、民会での最終承認を要する予備的決議を行った<sup>20</sup>。評議会の手続きは、規模が小さいことを除けば、民会のそれときわめて類似していた(後述)。評議会及び民会は、共同体全体の利益に関わるあらゆる問題に直接決定を下した。その権限は、アリストテレスのまとめによれば(網羅的ではないが)、国庫収入、輸出入、開戦と和平、防衛、立法、死刑、追放、財産没収、公職者の選出と執務審査と多岐にわたっていた(『政治学』1298a3-7、『弁論術』1359b19)。民会開催日の朝、当番評議員に当たっていない9部族の評議員から9人の幹事役(プロヘドロイ)が抽籤により選ばれ、前4世紀には彼らが評議会及び民会の運営に当たった(前5世紀には当番評議員が議題の設定に加え、この役目も担った)<sup>21</sup>。幹事役の中から抽選で議長(エピスタテス)が1名選ばれた<sup>22</sup>。後述するように、幹事役は大変な裁量権をもって毎回の民会を仕切っており、民会における熟議の性質、制限事項などを十全に理解するには、彼ら幹事役の義務や権限を再構成することが肝要である。それにも拘らず、これまで幹事役はさして研究上の注目を集めることはなかった<sup>23</sup>。これから数頁にわたり、彼らが議論の中心となる。

<sup>18</sup> Hansen, *Democracy*, 90-4.

<sup>19</sup> Hansen, *Ecclesia I*, 10-12; M. H. Hansen, *The Athenian Assembly in the Age of Demosthenes* (Oxford 1987) 15-16; Canevaro, "Majority," 117-22. G. Stanton, "The shape and size of the Athenian assembly place in its second phase," in *The Pnyx in the History of Athens: Proceedings of an International Colloquium Organized by the Finnish Institute at Athens, 7-9 October, 1994*, eds. B. Forsén and G. Stanton (Helsinki 1996) 7-21 は、プニユクスの民会場の収容人数をこれ以上に多く見積もっている。

<sup>20</sup> 民会に関する標準的な説明に Hansen, *Assembly*; Hansen, *Democracy*, 125-60 があるが、Canevaro, "Majority"も参照のこと。評議会に関しては P. J. Rhodes, *The Athenian Boule* (Oxford 1972).

<sup>21</sup> アイスキネス3番3節。Hansen, *Ecclesia I*, 135 も参照。

<sup>22</sup> Hansen, *Assembly*, 37-9.

<sup>23</sup> 本稿84-91頁は、Canevaro, "Majority," 123-39の要約という側面もあるが、これに基づいてさらなる議論を展開しているところもある。

アテナイ市民たちが民会に集うと、初めに清めの儀礼、祈り、呪い、供儀が執り行われる。そののち討論が始まる前に、幹事役が歩み出て、まず冒頭一括挙手採決（プロケイロトニア）が実施される<sup>24</sup>。民会では評議会の事前審議を経ていない案件、評議会予備決議（プロブレウマ）が採決されていない案件が議論されてはならず、票決に付すことも認められなかった。評議会が事前審議ののちに採択する予備決議には、議論提示型と結論提示型の2種類があった。前者は民会が決定すべき内容について具体的に提案せずに、民会に審議する案件を付託するものであり、後者は決議内容まで完全に作成し、民会に提出して承認を求める<sup>25</sup>。結論提示型の予備決議は、冒頭一括挙手採決の際に提示され、民会での討論を経ずに幹事役によって票決に付された。こうした手続きが最初に実施されたのは、民会が採決しなければならない案件が膨大な数に上り、全案件を議題とし、いずれにも多様な議論と提案を提示することなど不可能であったためであり、必要な措置であった。冒頭一括挙手採決は、結論提示型の予備決議を承認するための迅速な手段であり、全員の同意が要求され、全会一致で採決された。しかしこの予備決議に反対する手が1つでも挙げれば、その案件は討論に移されることとなり、議論が交わされ、新規の提案、あるいは修正提案が提示され、最終的に、評議会予備決議のない民会決議が採決されることとなった（あるいは元々の評議会予備決議に対する付加条項が添えられることもあった）<sup>26</sup>。しかし冒頭一括挙手採決において全会一致で採択された、結論提示型の評議会予備決議でさえも、事前に評議会において、後述するものと同じような手続きで、大々的に議論が行われていた。

ひとたび民会が討論の段階に移ると、議事進行はまさしく幹事役の手に委ねられることとなった。幹事役は民会において広範な権限を有していた。彼らの権限は、現在、合意形成を目指して熟議を行う種々の機会に採用されている「進行役 *facilitator*」の権限に類似している。しかし同時にそれは、500人からなる評議会や6,000人を超える民会といった状況に適したものになっていた。すなわち彼らには参加者に熟議を促し、さらに後述するように、合意が形成されるように仕向ける権限が与えられていたのである<sup>27</sup>。幹事役の議長は当番評議員の議長から議題を受け取り、幹事役はそれらの議事を進行する役目を担っていた。彼らは全ての提議を民会に提示する責任を負っていた。冒頭一括挙手採決において結論提示型の評議会予備決議を提示するのも、討論段階で各種の提案や修正案を提示するのも、彼らの責務であった。このことは、評議会予備決議を伴うアテナイ民会決議の標準的な定型句から知ることができる。「評議会は以下のごとく決議すべきこと。最初の民会において、抽籤により役を務め

<sup>24</sup> Hansen, *Assembly*, 90-1 を参照。また「タ・ヒエラ」については Harris, *Democracy*, 91-2 を参照。

<sup>25</sup> Rhodes, *Boule*, 52-82.

<sup>26</sup> これは Hansen が提示する民会手続きの再構成案であり (*Ecclesia* I, 123-30)、大抵の研究者が支持している。Rhodes, *Boule*, 68-81 は、計算の結果、前4世紀の決議の約半数が結論提示型の予備決議であり、おそらく冒頭一括挙手採決により決定していたのだろうと考えている。S. D. Lambert, *Inscribed Athenian Laws and Decrees in the Age of Demosthenes. Historical Essays* (Leiden 2018) 227-71 (冒頭一括挙手採決については 241 n. 45) によれば、前354/3～前322/1年の間、結論提示型の予備決議は比較的少なく、殆どの民会決議が民会での議論を経て票決に付されている。

<sup>27</sup> 例えば以下を参照。J. Mansbridge et al., “Norms of deliberation: an inductive study,” *Journal of Public Deliberation* 2/1 (2006) 1-47; D. Graeber, *Democracy Project*, 220-23; L. Susskind, S. McKernan and J. Thomas-Larmer, *The Consensus-Building Handbook* (Thousand Oaks, CA 1999) 199-240.



ることになった幹事役たちは、本件を議事として取り扱うべきこと……<sup>28</sup>。」従って、民会開催中に提出される修正案や提案は、全て文書にして彼らに渡されねばならなかった（アイスキネス 2 番 68 節）。また幹事役は、いつ議論を終わらせ、どの提案を投票にかけべきか、決定する権限を有していた（アイスキネス 2 番 84 節）。デモステネス 22 番 5, 9 節には、どの提案を投票に付すべきかについて、彼らが相当の裁量を有していたことが示されている。すなわち、前 355/4 年、彼らは民会において（政治家アンドロティオンの提議に応じて）評議会に対する加冠決議案を票決に付しているのだが、この議案はそもそも民会に先立って開催された評議会において、法律により予備決議を採択することができなかった案件だったのである。多くの決議碑文に「幹事役のうちカリストゲイトンが票決に付した」というような定型句が見られるが、幹事役のうち誰の主導によって当該の提案が票決に付されたのかが明示されている。というのも、幹事役が何を投票に付して良いのかについては明確な規則が存在しており、もしもある幹事役が何らかの提案を法に反して票決に付した場合、誰かが糾弾しようと望めば、決議文から責任のある幹事役を特定できたのである（例えば、デモステネス 14 番 50 節、『ギリシア碑文集成』2 巻 2 版 45 番 51-3 行、ヒュペレイデス『フィリッピデス擁護』4-6 節）。アイスキネス 2 番 84 節は、幹事役がある提案を投票に付すことを拒否する権限すら持っていたことを証明している。デモステネスはこの権限を用いて、フィリッポスと和平を締結するにあたり、トラキアのケルソブレプテスを同盟に加えようとする提案に反対しようとしたのである。最後に、彼らは票数を計算する権限をも有しており<sup>29</sup>、さらに演説者を演壇から引き下ろす権限も有していた。もちろん、こうした特権が濫用されることもあったが（例えば、アイスキネス 3 番 2-6 節）、しかし幹事役は公職者として執務審査（エウテュナイ）で罰を受ける可能性があり、あまりに濫用が甚だしい場合には、評議会に対して弾劾裁判（エイサンゲリア）が提起され、罰を受けることもあった。またこの他に幹事役に対する特別の公訴も確認されている（伝アリストテレス『アテナイ人の国制』59 章 2 節）。

このように広範な権限が付与されていた背景には、幹事役に討論の進行を委ね、最終的に熟議を通じた、排他的ではない共通の解決案に至るよう配慮させる狙いがあった。投票が行われるときにはいつでも、後述するように、ディアケイロトニア（「二重挙手採決」）の形式をとった。ディアケイロトニアでは大抵、1 つの提案に対してまず賛成の数が数えられ、続いて反対の数が数えられた。ある問題については複数の人間が演説を行い、多くの異なった意見が提示されていたはずである。案件 1 つに対する演説者数は決まっていなかった。また 1 人で何度発言することも可能であった<sup>30</sup>。また、幹事役に書いて手渡すことさえできれば、提示できる提案の数にも制限はなかった<sup>31</sup>。

また幹事役は、どの提案が挙手採決に付されるのかを決定し、それを投票の前に読み上げていた。それまでに行われたいくつもの演説と提案を伴う複雑な討論が、1 つの決議案もしくは 2 つの選択肢へと整理されるまでの過程こそが、1 つの合意形成なのである。すなわち、幹事役の職務は、どの演説者がより幅広い支持を得ていたのか、どの提案が広く合意を得る

<sup>28</sup> Hansen, *Assembly*, 36 and 38-9.

<sup>29</sup> 本稿 89-91 頁参照。

<sup>30</sup> トウキュディデス『歴史』1 巻 139 章 4 節、3 巻 36 章 6 節、6 巻 15 章 1 節。クセノフォン『ギリシア史』1 巻 7 章 12 節及び Hansen, *Assembly*, 91 参照。

<sup>31</sup> アイスキネス 2 番 64-8、83-4 節、3 番 100 節。

と思われるのか、観察することにあつた。幹事役が討論全体を解釈し、結論に持ってゆくに当たって、彼らが持つ権限、とりわけ討論をいつまで続け、いつ、どの提案について投票すべきなのかについて決定する権限が鍵となった。またこれとは逆に、彼らはある提案を票決に付すよう求められた場合であっても、それが幅広い支持を得られない、あるいは不和を生じかねないと判断すれば、拒否する権限も有していた。討論を通じて支持を得ることのなかった提案について（これは明確な支持表明ばかりでなく、応援や承認の歓声などを通じて明らかにされた<sup>32</sup>）、票決に付すことを拒否するということは、討論を1つの選択肢に整えるに当たって鍵となる重要な方策であつた。こうした力学は、民会参加者の行動にも影響を及ぼしていた。例えば、現存史料が示すところでは、演説者たちはしばしば討論の間に、自分たちの立場、あるいは相手方の立場に支持が集まってきたのを理解した上で、決議案を起草し、幹事役に渡そうとしていた（例えば、アイスキネス2番18節）。またデモステネスは、弁論の中でしばしば、自分の主張する政策に市民たちが同意するならば、決議案を起草し、幹事役に票決に付すよう依頼すると示唆している（例えば、デモステネス9番70節、14番14節）。あるいはまた起草した提案が支持を得そうもなく、幹事役に票決に付してもらうことができそうもないと判断すれば、起草文を手渡すのを諦めることもあり得た（例えば、アイスキネス2番64-68節）。しかしここで明らかなのは、民会での演説は提案することを第一義としていたわけではないということである。討論の間は、提案以上に多くの演説が行われていたのであり、最終的に承認を得ることになるような提案は、必ずしも最も強力な演説によって当該政策を支持した人物が作っていたわけではなかったのである<sup>33</sup>。

またアテナイ民会はさらに2つの制度的手段を利用して、投票段階で市民間に深刻な不和が立ち現われないよう事前に対処し、単に多数票の獲得を追求するだけでなく、合意形成に向けた熟議を促進することができた。まず、ある提議に対して（提案者ではなく）一般の民会参加者から修正動議を行うことが認められていた。これにより元々の提案は破棄されず、修正・補足をする形で承認が可能となった。オズボン Osborne はこうした手続き上の特性に注目し、民会の意思決定が完全に「台本化」されていたわけではなく、事前用意された提案を票決に付すだけではなかったことを証明している。すなわち、一般参加者からの修正動議は、幅広い議論が行われ、提案に対する改善・調整が図られていたことを示唆しているのである<sup>34</sup>。本論の目的に照らして興味深い点は、こうした手続き上の性質が、僅かな異論に対して（ごく僅か。内容的にも微細なことで、数の点でも僅かに過ぎない）道を開いている

<sup>32</sup> Hansen, *Assembly*, 69-72 参照。また「トリュボス」については本稿 96-98 頁参照。

<sup>33</sup> 第2節も参照のこと。Hansen, *Athenian Democracy*, 145-6 は、提案者より演説者の方が多くことについても、有名政治家たちが、ある政策について演説こそするものの、違法提案に対する公訴を回避するために、有力ではない人間を提案者に仕立てていたことに由来すると論じている。Cl. Mossé, “The demos’ participation in decision-making,” in *The Greek Polis and the Invention of Democracy: A Politico-Cultural Transformation and Its Interpretations*, eds. J. P. Arnason and K. A. Raaflaub (Chicster 2013) 261-73 も参照。これに対して Lambert, *Inscribed*, 175-81 は、提案をするということが通常「個人的な」政治活動であつたということを説得的に示している。

<sup>34</sup> R. Osborne, “The theatre of the amendment in fifth-century Athens,” in *À l’Assemblée comme au théâtre. Pratiques délibératives des Anciens, perceptions et résonances modernes*, ed. N. Villacèque (Rennes 2018) 41-51. なお、前 355/4～前 322/1 年の修正動議事例とその機能については、Lambert, *Inscribed*, 159-61, 227-71. Rhodes, *Boule*, 61, 71-2 and Table J at pp. 278-9 も参照。

という点であり、広く合意を得ている（あるいは得ようとしている）元々の提案を破棄したり、完全に起草し直したりすることなく、新しい情報を考慮に入れる機会が認められていたということである。これらが実際に如何に機能していたのかは、実例から窺い知ることが可能である。アテナイ市民はかつてボスポロス王国の指導者レウコン、そしてその息子、後継者であるスパルトコスとパイリサデスを顕彰すべきであると決議していたが、前 346 年春、彼らはこの決議を更新した（『ギリシア碑文集成』2 巻 3 版 248 番）<sup>35</sup>。これは評議会予備決議を伴わない決議であり、提案者はアンドロティオン。おそらく議論提示型の評議会予備決議の後で（あるいは事によると、結論提示型の評議会予備決議が冒頭一括挙手採決において否決されたのを受けて）、討議の間に直接提案があったものと考えられる。この決議は、規定内容についても、詳細な提議理由についても包括的に記されているのだが、ある重要な点が欠落している。というのも、スパルトコスとパイリサデスにはもう 1 人、アポロニオスという（さほど目立たない）兄弟がいたが、この提案では触れられていないのである。この点はおそらく民会で指摘されただろうが、そこで提案全体を起草し直して、広範な支持を得ようだった文言を放棄したりすることはなかった。問題は短い修正条項の追加で済まされ、ティモクラテスの子ポリュエウクトスの提案により、アポロニオスにも（幾分抑え気味の）栄誉が合わせて与えられることとなった。この修正条項は、本提案の直後に承認され、石碑の下部に刻字された。もしも本提案に対する修正条項の制定がそもそも認められていなかったとすれば、アポロニオスへの顕彰を重視する人間にとって、残された唯一の選択肢は、決議案に反対することであっただろう。修正条項を制定することが可能であったため、投票の際に反対を表明する必要はなく、そうせずとも（瑣末な）問題には対応が可能であった。もちろん、手続き上このような特性があるからといって、投票に当たって広範かつ本質的な反対意見が生ずることまで妨げることはできなかったが、しかし、ちょっとした手落ちや意見対立であれば、効果的に対処することができた。さもなければ、これらによって、合意に向けた意見固めができなくなり、票割れを起こす可能性もあっただろう。

もう 1 つの制度上の特性は、如何なるアテナイ市民であれ、（討論の前、最中、後、または投票の後、あるいは民会終了後であれ）いつでも「違法提案に対する公訴（グラフェ・パラノモン）」を提起することが可能で、討論、投票、そして関連規定の実施を中止させることができたということである<sup>36</sup>。もちろん、訴訟に至って無罪放免になる可能性も十分にあった。しかしそれまでに一定の時間を要し、その間に当該の提案を承認したり、実施したりすることはできず、もしも喫緊の問題である場合には、代替案を成立・実施するための機会が改めて作り出されることになった。そうした事態は現実には生じていた。アルギヌサイの戦いを指揮した将軍たちを断罪しようと、民会で討論がくり広げられていたときのこと（クセノフォ

<sup>35</sup> ローズ&オズボン『ギリシア歴史碑文集』64 番及び M. Canevaro, *Demostene, Contro Leptine. Introduzione, traduzione e commento storico* (Berlin 2016) 295-9, 161-7 参照。シキュオンのエウフロン顕彰（『ギリシア碑文集成』2 巻 3 版 1377、『ギリシア碑文集成』1378 に再刻）及び Lambert, *Iscribed*, 159-61 も参照。

<sup>36</sup> 違法提案に対する公訴については以下を参照。H. J. Wolff, *'Normenkontrolle' und Gesetzesbegriff in der attischen Demokratie* (Heidelberg 1970); M. H. Hansen, *The Sovereignty of the People's Court in the Fourth Century BC and the Public Action against Unconstitutional Proposals* (Odense 1974); H. Yunis, "Law, politics, and the graphe paranomon in fourth-century Athens," *Greek Roman and Byzantine Studies* 29 (1988) 361-82; M. Canevaro, "Making and changing laws in ancient Athens," in *Oxford Handbook of Ancient Greek Law*, eds. E. M. Harris and M. Canevaro (Oxford 2015).

ン『ギリシア史』1巻7章34節)、評議会では将軍たちを一括裁判にかけるべきだとする予備決議が通過していたものの、民会ではエウリュプトレモスが、将軍たちは個別に裁判にかけられるべきだと提案し、最終的に賛成多数でこの案が採択された。ところがこの提案は、違法提案に対する公訴の対象となり、公訴の結果が出るまでは実施に移すことができなくなってしまった。アテナイ人たちは将軍たちを即座に審理したいと考えていたため、一度エウリュプトレモスの提案が(一時的であれ)議論から外されるや、即座に評議会案を実行に移すことに決めた<sup>37</sup>。制度的な特性から考えて見ると、ある提案が不和を生みかねないもので、せいぜい単純に数的多数を得るに過ぎない(きわめて広範な合意を得るまでには至らない)ような場合、この提案に反対する党派は、僅かでも形成不利であれば、違法提案に対する公訴を提起し、この提案を阻止する可能性がきわめて高かった。逆に言えば、広範な合意を目指すことによるのみ、提案者も、民会参加者も、演説者も、幹事役も、提案がその場で制定され、円滑に実施されることが本当に期待できたのである。ある提案に対して全般的な支持が広範に広がればそれだけ、誰かが勇気を出して違法提案に対する公訴を提起するような可能性は低くなったのである。討論に関する手続き、提案の修正や成形、そして幹事役に備わった各種の権限、これらは全て、熟議を通じて合意形成を行うよう促し、動機づけるものであった。これらは、参加者全員に自分自身の視点で発言し、共通の解決に向けて、同胞市民にその利点を説得する可能性を開くように設計されていた。たしかに現存史料が描く民会では、激しい意見対立が確認できる。しかしそこで叙述されている討論は、演説者や民会参加者の元々の選好を少しも揺るがすことなく展開してゆくような性格のものとは想定されていない(制度的に討論に要求される性格も同様である)。むしろ、熟議と相互の説得を通じて、そして最終的には合意形成のための圧力によって、少なくともある程度、自分たちの立場を変えることをもやぶさかではない、そのような態度を要求するものであった。この点は、現存の演説にも反映している(第2、3節参照)。

さらに考慮すべき手続き上の特性は、投票である。投票など民主的熟議と合意には関わらない——現代の理論家や活動家の中には、そう論ずる者たちもいる。すなわち、投票とは、合意に達し得ない場合にのみ行われるというのである<sup>38</sup>。しかしながら、そうした見方はアテナイの民会では成り立たない。アテナイの民会は6,000人以上の市民で構成されており、そこで幹事役が合意に達したと見做した提案は、全て投票によって判定され、明確に公式の決議として登録される必要があった。さもなければ、執務審査における幹事役の立場は大変危ういものとなったであろう。さらに近年の議論では、投票を含めた過程全体が、熟議のための条件を備えた「熟議システム」の枠内で行われるのであれば、投票と言えども民主的熟議や、さらには合意形成とも両立するという見解も示されている<sup>39</sup>。クラト Curato らの論考では、「熟議民主主義における意思決定には、投票や交渉が含まれても構わない。また、ある

<sup>37</sup> Cf. E. M. Harris, *The Rule of Law in Action in Democratic Athens* (Oxford 2013) 242-3, 341-2. ヒュポモシアの解釈は Hansen, *The Sovereignty*, 29 に従った。のちに Hansen は解釈を改めているが (*Ecclesia* I, 103-21)、Canevaro, "Majority," 137 n. 113 を参照。

<sup>38</sup> 例えば、Mansbridge, *Beyond*, 32-3 を参照。cf. Graeber, *Democracy*, 212-16, 224-5.

<sup>39</sup> 例えば、以下を参照。Mansbridge et al., "Systemic"; Owen-Smith, "Survey"; S. Elstub, S. Ercan and R. Mendonça, "Editorial introduction: the fourth generation of deliberative democracy," *Critical Policy Studies* 10/2 (2016) 139-15; M. Neblo, *Deliberative Democracy between Theory and Practice* (Cambridge 2015).

行動方針に対して合意はするが、支持の理由までは必ずしも賛同し合っていない、そうした現実的な合意も含めても良い。これらいずれにとっても、熟議を行うことは有益である。そこで不和の原因が明らかになることもあり、また他人が当該方針をなぜ支持しているのか、理解することにも繋がるのだから<sup>40</sup>。」実際、以下で見るように、アテナイではケイロトニア、すなわち投票＝挙手採決手続きでさえ合意を生み出し、これを維持するのに寄与する特性を示している。投票行動を通じて、市民たちはある程度（結果として問題があっても）決議を順守するように促されるとともに、さらに全市民が、議論において正当化できる立場を、ますます選択しなければならなくなる。すなわち、投票という手続きを通じて、彼らは熟議を行うための基本的条件の1つを満たしているのである<sup>41</sup>。

挙手採決の際、票数は幹事役が民会を見回して判定する（クセノフォン『ギリシア史』1巻7章7節）。ディアケイロトニア、すなわち2つの選択肢のうち的一方を選ぶという形式をとった。通常は1つの提案を取り上げ、その賛否のみが問われた（例えばデモステネス7番19節、アイスキネス2番84節）。まず賛成について、続いて反対について挙手が求められた（デモステネス22番5、9節、伝デモステネス59番4-5節、アイスキネス3番39節、『ギリシア碑文集』2巻2版211番5-9行）<sup>42</sup>。上述のように、如何なる問題に関するものであれ、討論は最終的に1つの提案に対する単純な投票という形に整えられる。この事実から明らかのように、採決に至るまでにはさまざまな意見、見方、提案が提示され、それらは討議の中で扱われ、説得をくり返しなが、1つの提案へと統合されていったのである<sup>43</sup>。すなわち、この投票システムそれ自体が、持続的で効果的な熟議を前提とするものだったのである。さもなければ、投票のたびに何人かの提案者が恣意的に排除されていたことだろう。

第2に、挙手による採決は秘密投票ではなく、公開で行われていた。このことは、熟議を通じて形成されてきた合意を投票する時点で維持するために、きわめて重要な利点となった。この点は近年、公開投票に関する議論の中で注目を集めてきている。公開の場での挙手は、エルスタ Elster が論ずるように、厳密には同時に行われるものではない。個々の有権者が手を挙げるまでに僅かながら猶予の時間があつた。そこで彼らは全般的な雰囲気を感じ取ったり、あるいは例えば、とりわけ立派で見識のある市民（あるいはより暗い状況を想定すれば、とりわけ有力な市民）、それから友人や親類たちが一体どのように投票するのか、察知することもできた。すなわち、個々の有権者はためらいの時間を持っており、互いに影響を与えながら、他人の視点をもって自らの票を変えることもできたのである<sup>44</sup>。したがって、民主的

<sup>40</sup> Curato, "Twelve," 31.

<sup>41</sup> 例えば、B. Engelen and Th. Nys, "Against the secret ballot: toward a new proposal for open voting," *Acta Politica* 48/4 (2013) 490-507 を参照。遵守に関しては本稿 98-99 頁参照。

<sup>42</sup> See Hansen, *Assembly*, 41-2; Canevaro, "Majority," 134 n. 105.

<sup>43</sup> 本稿 86-87 頁参照。

<sup>44</sup> J. Elster, "The night of August 4, 1789: a study of social interaction in collective decision-making," *Revue Européenne des Sciences Sociales* 45 (2007) 71-94; M. Schwartzberg, *Counting the Many: The Origins and Limits of Supermajority Rule* (Cambridge 2013) 37. この種の投票には、Ober, *Democracy* が論じるような、認識的側面における利点 epistemic advantages が備わっていたことになる。しかし権威ある人間が同じ意見を持っているという誤った考えが共有されれば（それが正しいか否かに関わらず）、「情報カスケード」の発生にも繋がる。この点については、C. Sunstein, "The law of group polarization," *Journal of Political Philosophy* 10/2 (2002) 175-195; C. Sunstein, *Why Societies Need Dissent* (Cambridge, MA 2003) 21; C. Sunstein, "Group

熟議を経た上で形成された合意に対しては、よほど反対している場合にしか反対意見など表明できなかつたことだろう。しかもその種の反対意見は、そもそもすでに討論の段階で表明されることが期待されていたはずである。またそうした反対意見の表明は、ブレナン Brennan とプティ Pettit の用語を用いれば、「他者との議論において正当化できる discursively defensible」ものだったに違いない。すなわち、個々の投票者は、公共善の観点から自らの投票を正当化できるようにし、また身勝手に無責任な投票であったという非難を退けられるようにしなければならなかつたのである<sup>45</sup>。すなわち、ケイロトニアによる投票は、合意形成に資するために恥の感情を利用することができた。恥の感情はしばしば否定的な力を持ち、合意が形成しつつある段階で自分自身の意見を表明することに反対し、同調へと向かわせた。これは、トゥキュディデス『歴史』6巻13章1節においてニキアスが述べていることから示唆的に示されることである。すなわちニキアスは、シュラクサイとの戦争に反対する方に手を挙げて（ἀντιχειροτονεῖν）、恥づかしく思ったり、臆病だと思われることを恐れたりしないよう、アテナイ人の中でも年長の者たちに訴えかけているのである（しかし最終的に彼らは反対しなかつたことに注意されたい）<sup>46</sup>。しかし、恥の感情は、民会において責任ある行動をとるように仕向け、公共善への関心を高め、共同体において認められていた名誉規範（コード）に従う意識を高める、そうした肯定的な力ともなり得た<sup>47</sup>。

これまでアテナイ民会の手続きに特徴的な要素を瞥見してきたが、それらは全て熟議民主主義、そして合意形成のために努力を重ねる意思決定システムに典型的なものであつた。その目的は、意見対立を解消し、討議と持続的な熟議、そして書き換えを通じて、提案を可能な限り全員が支持できるようなものへと導いてゆくことにあつた。投票システムに関して言えば、熟議により形成された合意が、無責任で身勝手な投票によって妨害されることがないように、そして参加者全員が、討論だけでなく、投票を通じて自らの立場を正当化、自己擁護することができるように設計されていた。もちろん、コーエン Cohen の言葉を借りれば、「たとえ理想的な状態であっても、参加者が合意するに足るだけの理由が提示される保証は

---

judgments: statistical means, deliberation, and information markets,” *New York Law Review* 80/3 (2005) 962-1049; Z. Chappell, *Deliberative Democracy: A Critical Introduction* (Basingstoke 2012) 66-7, 104 を参照。また熟議と投票に関しては、J. Elster, ed. *Secrecy and Publicity in Votes and Debates* (Cambridge 2015) を参照。

<sup>45</sup> G. Brennan and P. Pettit, “Unveiling the vote,” *British Journal of Political Science* 20 (1990) 311-33. J. Elster, “The market and the forum: three varieties of political theory,” in *Deliberative*, eds. Bohman and Rehg, 3-33, here pp. 11-13; Elster, “Night”; Schwartzberg, *Counting*, 38 も参照。

<sup>46</sup> 遵守（とトリュボス）に関しては、本稿 98-99 頁参照。シチリア遠征をめぐる議論については本稿第 3 節。トゥキュディデスの ἀντιχειροτονεῖν については、E. Lévi, “La prise de decision collective chez Thucydide,” in *Débats antiques*, eds. M.-J. Werlings and Fabian Schulz (Paris 2011) 35 を参照。

<sup>47</sup> Engelen-Nys, “Secret.” 参照。「偽善という文明化の作用 The civilizing force of hypocrisy」については J. Elster, “Deliberation and constitution making,” in *Deliberative*, ed. Elster, 97-122 (本稿 100 頁)。名誉と恥の感覚が規範遵守と責任感のある行動、敬意を持った行動を促すことに関して、古典古代については D. Cairns, *Aidōs: The Psychology and Ethics of Honour and Shame in Ancient Greek Literature* (Oxford 1992); D. Cairns, “Honour and shame: modern controversies and ancient values,” *Critical Quarterly* 53/1 (2011) 23-41 を参照。古典学以外では、K. A. Appiah, *The Honor Code: How Moral Revolutions Happen* (New York 2011)。またデモステネス 60 番 25-6 節、M. Canevaro, “Courage in war and the courage of the war dead - ancient and modern reflections,” in *Commemorating war and war dead*, eds. M. Giangiulio, E. Franchi and G. Proietti (Stuttgart 2019) 187-207 も参照。

ない。」しかしながら、それでも熟議の過程に深く関与することで、投票者の行動を変えることはあり得る。「投票を行うのが、誰にとっても説得的な理由を見いだすよう取り組んできた者たちであれば、そうした約束事もないままただ選好の集積が進む場合とは、異なる結果になるように思われる<sup>48</sup>。」

こうした手続きが実際に、詳しい情報に基づいた熟議を促すのに、どれだけ成功を収めていたのか試すことは難しい。以下の2つの節では、このことに関する史料を掘り下げて分析してみたい。アテナイ市民は実際、民会においてどの程度まで合意に達していたのだろうか。古代史研究者たちの見解によれば、当時の決議文は、参加者が合意に達していた「印象」を与えるように作文されていたという。「印象」という用語からも分かるように、通常、現実には票が割れ、僅差での決定であったとしても、そうした事実は定型表現により覆い隠されていたと想定しているのである。オズボン<sup>49</sup>は、決議碑文に一体性の「印象」が認められることについて、それらがしばしば曖昧であることと合わせて、公表前に意図的に「政治的色彩を弱めた」結果だと解釈している。すなわち討論や投票において対立が生じていたとしても、共同体としての一体性を強調する（あるいは偽装する）ために、決議は意図的にそのような対立をぼかして条文化されたというのである<sup>49</sup>。また後代の碑文では、実際、およそ全会一致同然の投票結果を見出すことができる（そしてアテナイでも、そのほかの場所でも僅差の投票結果は、およそ認められない）。ヘレニズム時代、ローマ時代の決議碑文の中には、挙手採決の記録が古典期の碑文以上に詳細に記されているものも僅かながら確認されているが、記録している手続きは古典期の民主政アテナイと同じものである。そこには、全員が賛成し、反対した者はいなかったと刻まれている（『ギリシア碑文集成』2巻2版1368番21-4行、『ギリシア碑文補遺』30巻82番21-2行、同21巻506番31-2行）。これらは全会一致、あるいはほぼ全会一致の結果のみを記録している、ギリシア世界中の史料と一致している<sup>50</sup>。

しかしこれらを別にすれば、関係史料は文献史料に限られる。僅かな例が散発的に確認されるのみだが、民会での投票の様子が示唆的に描かれている。ここは通常、格段に意見対立が生じやすい問題——多くは、戦争と平和の問題——を扱っており、熱い論戦によって特徴付けられるため、投票結果が僅差となることが予期されるだろう。しかし実際のところ、そうした様子を確認することはできない。唯一、間違いなく票が割れていたことが判る事例は、トゥキュディデス『歴史』3巻49章1節のミュティレネ論争に続く投票である。「両者は挙手採決において拮抗したが、ディオドトスの意見が勝利した」とされている<sup>51</sup>。しかし

<sup>48</sup> J. Cohen, "Deliberation and democratic legitimacy," in *Deliberative*, eds. Bohman and Rehg, 67-92, here p. 75. Graeber, *Democracy*; 216; Curato, "Twelve," 31 も参照。また合意形成を目指す熟議と全会一致ルールの違いに関しては、B. Manin, "Volonté générale ou délibération? Esquisse d'une théorie de la délibération politique," *Le Débat* 33/1 (1985) 72-94 も参照。

<sup>49</sup> R. Osborne, "Inscribing performance," in *Performance Culture and Athenian Democracy*, eds. S. Goldhill and R. Osborne (Cambridge 1999) 341-58 (esp. 343, 350); cf. B. Gray, *Stasis and Stability: Exile, the Polis, and Political Thought, c. 404-146 BC* (Oxford 2015) 179-80; N. Loraux, *The Divided City: On Memory and Forgetting in Ancient Athens* (New York 2002) passim.

<sup>50</sup> Canevaro, "Majority," 110-22 を参照。

<sup>51</sup> 例えば、以下を参照。E. M. Harris, "How to address the Athenian assembly: rhetoric and political tactics in the debate about Mytilene (Thuc. 3.37.50)," *Classical Quarterly* 63 (2013) 94-109; S. Hornblower, *A Commentary on Thucydides: Books I-III* (Oxford 1991) 420-40. Loraux, *Divided City* は、数多くの事例で投票が割れていたよ

ながらこの投票が行われる前に、アテナイ人たちは一度怒りのあまりミュティレネ人男性を皆殺しにし、女性と子供は全て奴隷として売り捌くべしと決議していた。それにも拘らず、これを一度保留していたという事実に目を向けるべきであろう。この最初の投票を、トゥキュディデスは全会一致に近いものとして描いている。ただしこれは合理的な熟議によるものではない。政治家クレオンが民会に怒りを横溢させてしまったためである。その夜に生じた出来事は、形成された合意の取り消しと理解することができる。そして翌日、真二つに割れた民会は、もはや合意などなく、投票は僅差に終わった。2回目の投票が多数決によって決まったということ自体は、必ずしも問題というわけではない。合意形成を基本とする意思決定でも、必ずしも全会一致となるわけではなく、そうである必要もない。しかし文脈は重要であり、ここでの決定は、合意形成を通じて成立した決議を、両派の合意を欠いた単純な多数決によって反故にするものであった。ほかに民会における投票に言及したものは、トゥキュディデスであれ、弁論家のものであれ、いずれも決定は全アテナイ人によって採択されたという印象を強く与えるものである（例えば、トゥキュディデス『歴史』1巻146章、2巻14章1節、2巻59章1-2節、2巻65章1-2節など）<sup>52</sup>。多くの場合、表現は曖昧ながら、全会一致同然の決定であったことを示す言葉がいくつか付け加えられていることもある。これらは、「アテナイ人」と総称されている人々が、まとまって1つの方向に向けて投票していたということをもっと真剣に捉えるべきであるということを示唆している。顕著な（そして最も驚きの）事例は、シチリア遠征をめぐる討論の最後に行われた投票である（トゥキュディデス『歴史』6巻24章2-3節、26章1節）。討論は深刻な対立状態にあったにも拘らず、最終的な結果は明らかに全会一致であった。最後にニキアスが、資金を増やして遠征軍を大規模にするよう求めたところ、「アテナイ人たちは、準備の甚だしさに出航への熱意が削がれるどころか、むしろ一層刺戟され、……誰もが出航への熱い想いに等しく捕われた。」その結果、「アテナイ人たちは即座に、将軍たちが、……全権を有すべきことと決議したのである<sup>53</sup>。」

また明らかに全会一致で採決された事例は、クセノフォン『ギリシア史』にも確認できる。1巻6章8-12節には、スパルタのカリクラティダスが、前406年にミレトスで行った演説が記されている。ここでミレトス人は、対アテナイ戦争のために同盟を締結するよう説得されているのだが、全会一致でこれに応じている。クセノフォンは多くのミレトス人が立ち上がって戦費を工面する提案をしたと述べており、彼らの多くがカリクラティダスに反対していると非難されまいとしてそのような行動に出たのだと記している。このようにして著者は、これが全会一致であったということを露呈している。すなわち、カリクラティダスの要求に反対していると思われるような者たちでさえ、賛成意見を述べたのである。そうである以上、反対意見は一切表明されず、採決は全会一致だったに相違ない。同様に前396/5年、アテナイ民会はアゲシラオスとリュサンドロスによるポイオティア襲撃に対抗して、テバイ人を救援すべく、彼らと同盟を締結することに決定したが（実質上、コリントス戦争開戦決議とい

---

うに述べているが、彼女が挙げている具体的事例は、これだけである。

<sup>52</sup> アテナイの史料がアテナイ人を一体化した、意思統一のなされた存在として提示しがちであることについては、F. Budelmann, “Ancient group minds? Chorus and *dēmos* in Classical Athens as case studies of collective cognition,” in *The Edinburgh History of Distributed Cognition*, vol. 1, eds. M. Anderson, D. L. Cairns and M. Sprevak (Edinburgh 2018) 190-208 を参照。言語自体のうちに合意と意見の一致への期待があった。

<sup>53</sup> 本論第3節参照。



うことになる)、これも全会一致で決定している。「大多数のアテナイ人がともに支持する演説を行い、誰もがテバイ人を救援すべしと投票した」(3巻5章16節)<sup>54</sup>。また前370年、アテナイ民会はスパルタ人救援に向かう決定を下しているが(6巻5章33-48節)、この直前、スパルタ代表使節や他のペロポネソス諸国から派遣された使節たちが演説を行った際には、相当の反論があったにも拘らず、これも全会一致で決定されたように思われる。一連の演説ののちアテナイ人たちは熟議し、最終的にスパルタ支援に反対する人々に断固反対し、彼らの議論を聞くのが耐えられないほどになっている<sup>55</sup>。こうした状況である以上、投票が全会一致であったことは明らかである(6巻5章49節)

この他、アッティカ弁論にも全会一致で採択されたことが記述されている事例はまあある(その他、全会一致であることが遠回しに示唆されるような事例はいくつもある)。例えば、伝デモステネス59番3-5節では、余剰金を軍事費とするアポドロスの提案に対して、最終的に全会一致の決定が下されている<sup>56</sup>。またアイスキネス2番13節では、マケドニア王フィリップスが和平締結のためアテナイに伝令と使節を派遣することを認めるフィロクラテスの決議案が、やはり全会一致で採択されている<sup>57</sup>。富裕市民メイディアスに対する民会先議裁判(プロボレ)で行われた票決もやはり全会一致であった(デモステネス21番2節)。クテシクレスに対する民会先議裁判も同じであった(デモステネス21番180節)。フィリップスが前339年にエラティアを奪取したのち、伝令がアテナイ民会に第1報を伝えると、デモステネスは、エレウシスに部隊を配備するとともに、軍事遠征を計画すべくテバイに使節を派遣するよう提議した。この決議もまた全会一致の同意を得ている(18番179節)。また、ハルパロス事件についてアレイオスパゴス評議会が調査を行うよう定めた民会決議もまた、全会一致で採択されている(ダイナルコス1番4節。同8,86節も参照)。

この点について統計を示すことはできない。事例がごく限られていることは認めざるを得ない。しかしここから何かしらの情報を引き出すとすれば、少なくとも次の点は指摘できよう。すなわち、アテナイの民会では多数決の際、いつでも票が割れていたわけではなかったのである。開戦や和平、同盟など重要かつ異論の多い問題でさえ、合意に基づく決定が一般的だった(実際には、もっと頻繁だったように思われる)。民会は手続き上、熟議と合意形成を促進するように設計されており、さらに僅かに残る史料が示唆するところでは、そうした手続きはときに、ことによると大抵の場合、うまく機能していたように思われる。

## 2. 熟議のための行動

アテナイ民会の実際の行動を評価することは難しい。民会に座ってみることはできないし、史料はしばしば歪んでいて、偏った見方を提示している。したがって史料は、いわば木目に逆らうようにして読み解いてゆかねばならない。さて前節では熟議を司る公式のルールにつ

<sup>54</sup> この同盟決議の(断片的に残るだけの)文言については、『ギリシア碑文集成』2巻2版14番。ローズ&オズボン『ギリシア歴史碑文集』6番も参照。またこの決定の背後にある歴史的な状況については、『ヘレニカ・オクシュリュンキア』BNJ 66 F 6 (Billows) を参照。党派対立があったことも示唆されるが、最終的には、投票結果は全会一致で同盟締結に至っている。

<sup>55</sup> トリュボスについては、本稿96-98頁参照。

<sup>56</sup> Harris, *Democracy*, 129-34 を参照。

<sup>57</sup> E. M. Harris, *Aeschines and Athenian Politics* (Oxford 1995) 47-50 を参照。

いて分析を加えたが、そこから持続的熟議に関する個別具体的事例の分析（第3節）に移る前に、本節では民会の熟議に関わる非公式の規範に考察を加え、前節での議論を補完したい。史料となるのは、デモステネスの民会演説である。そこには、演説者や市民団の適切な行動について規範的な発言が記されている。もちろん、そうした発言をする必要があったということそれ自体が、演説者や市民団がいつも適切に振舞っていたわけではなかったということを示している。しかしデモステネスが、共有されている行動規範に言及することで出席者に議場の秩序を求めているという事実は、実際に民会なりのエチケットというものがあったということの現れであり、大抵の人が適切な行動というものに同意していたということを示している。こうした発言は、したがって、民会のエチケットがどのようなことを求めているのか、そしてそこに熟議的な性格が反映していたのか否かを知る手がかりを与えてくれる<sup>58</sup>。

まず、史料について少し指摘しておかねばならない。現存する弁論家の演説は殆どが法廷弁論である。これは他人のために事前に準備されたものが殆どである。他方、民会演説はごく少数でしかないが、このことは民会討論の特性に起因している。というのも、民会での討論はどちらに向かって進むのか定まっておらず、参加者は他人の議論に当意即妙に反応せざるを得なかったため、演説を事前に準備しておいてもさして利益はなかった<sup>59</sup>。重要なことに、現存する民会演説はすべてデモステネスの作品であり、それもすべて彼の経歴の前半に作られたものばかりである。おそらくこの頃、デモステネスはまだ若く、自信を付けるには至っておらず、おそらく書いたものを手にしていた方が安心できたのかもしれない。加えて、彼の作品集には、奇妙なことに56の緒言集（プロオイミア）が含まれている。これは弁論を書く際、冒頭の緒言として用いることができる短文を集めたものである。これらは特定の状況に結び付けられておらず、民会で起こりうるあらゆる筋書きをおさえている。これらは巧みに用意された作品で、記憶しておけば、実際如何なることを話す際にも冒頭に利用することができた。聴衆が演説者の立場に好意的であると想定される場合もあれば、聴衆には耳の痛い話を語り始めるような場合もあった。また、他の演説者の意見に賛成して演説を披露することもあれば、反対して演説することもあった。またときに（しばしば）合意が形成されてゆくのに逆らって意見を述べることもあった。ときに最初の演説者であることもあった。この緒言集は、どのようなシナリオが考えられるのか、その広がりを知るのにきわめて有益な情報源であり、そこには、どのようなことが演説者やアテナイ人全般に求められていたのか、それはなぜなのかといったことについて規範的な発言が数多く収められている<sup>60</sup>。前節

<sup>58</sup> 以下を参照。E. M. Harris, “How to address the Athenian assembly: rhetoric and political tactics in the debate about Mytilene (Thuc. 3.37.50),” *Classical Quarterly* 63 (2013) 94-109; E. M. Harris, “Rhetoric and politics in ancient Greece,” in *The Oxford Handbook of Rhetorical Studies*, ed. M. MacDonald (Oxford 2014) 53-62; S. Epstein, “Direct democracy and minority rule: the Athenian assembly in its relation to the demos,” in *Stability and Crisis in the Athenian Democracy*, ed. G. Herman (Stuttgart 2011) 145-74.

<sup>59</sup> 本稿97頁参照。

<sup>60</sup> 以下を参照。R. Clavaud, *Démosthène, Prologues* (Paris 1974); Yunis, *Taming*, 247-57; I. Worthington, “Oral performance in the Athenian Assembly and the Demosthenic Prooemia,” in *Oral Performance and Its Context*, ed. C. M. Mackie (Leiden 2004) 129-143; I. Worthington, *Demosthenes. Speeches 60 and 61, Prologues, Letters* (Austin 2006).

では、合意形成に向けた熟議を促す手続き上の特性について分析を加え、討論の性格や討論の結果として決定される内容に、それらの特性が如何なる影響を与えたのかということについて検討してきた。それらは明らかに演説者の行動、すなわち民会で実践的に用いられる修辞の種類にも影響を与えていた。すでに記したように、民会演説は提案そのものを第一義としていたわけではない。むしろ民会参加者に対して助言を与え、討論に貢献することに意義があった。事実、デモステネスの民会演説のうち、特定の提案を支持して行われたものは、ただ1つ『フィリップス弾劾、第一演説』のみに過ぎず、他は全て単に討論に貢献しているに過ぎない。前節で見たように、討論を統制する諸手続き、そして提案の成形は、意味のある熟議と合意形成を促すものとされていた。そして実のところ、これらの演説は「集計型 aggregative」ではなく、「統合型 integrative」のレトリックを用いており、議論は決まって都市全体にとっての利益（シュンフェロン）——すなわち、社会層の違いや利害の不一致は問わない——や共通善という観点から展開されている。明白に党派的な支持を得ようと、市民団内部の特定の利益や一部の集団をあからさまに利用しようとすることは決してない<sup>61</sup>。デモステネスの言葉によれば、アテナイ人たちが分裂し、小集団ごとに政治を行うとなれば恐ろしいことであるという——「誰もが各人の財産から等しく貢献すべきこと。全員が遠征部隊に参加するまで、皆が交代で出征すべきこと。登壇してくる者たち全員に演説が認められるべきこと。誰それが発言するからというのではなく、皆さんが耳にするうちで最善の案を選択すべきこと。皆さんがこのようになされば、その場で発言者を褒め称えることになるばかりか、やがて皆さん方を取り巻く状況が全般に改善することになれば、皆さん方ご自身を褒め称えることにもなりましょう（デモステネス2番31節）。」演説者たちはくり返し一体性と公共善を個人や一部の利害と対照させて強調している。これこそがアテナイ民会の意思決定に関する明白な特徴の1つなのである。またこれは、民主的熟議に関する現代の諸理論とも一致している。例えば、ヤング Young は次のように主張している。「民主的な過程というもの、それぞれが個別利益を追求して相争うというよりも、むしろ公共善を議論する方を指向している。」同様にコーエンは、熟議には「公共善を推進し、個々の自立性を尊重しようという取り組みが伴っている」としている<sup>62</sup>。

もう1つ、民会に典型的な（しかし民会のみに限定されるわけではない）鍵となる行動は、野次と歓声（トリュボス）である。これは制度的な状況によって、そして熟議のために推奨され、要求すらされているものであった。民会で野次を飛ばしたり歓声を上げたりすることは、何ら違法行為ではなく、実際によくあることでもあった。ヴィラセクは、民会であれ、法廷であれ、劇場であれ、アテナイ人が集まるとトリュボスが決まって発生することを示している。野次と歓声は、ある意味で演説者と聴衆の対話を作り出しており、したがって市民団の主権を象徴する、集団的熟議の鍵となる要素であるとともに、全員が発言することなど

<sup>61</sup> Harris, “Rhetoric”; Epstein, “Direct.” 集計型、統合型レトリックについては、J. G. March and J. P. Olsen, *Rediscovering Institutions: The Organizational Basis of Politics* (New York 1989) 118.

<sup>62</sup> I. M. Young, “Communication and the other: beyond deliberative democracy,” in *Democracy and Difference*, ed. S. Benhabib (Princeton 1996) 120-35, at pp. 120-1; Cohen, “Deliberation,” 75 (cf. Elster, “Market”). 公共善 common good の概念については、例えば J. Mansbridge, “On the contested nature of the public good,” in *Private Action and the Public Good*, eds. W. W. Powell and E. S. Clemens (New Haven 1998) 3-19; A. Gutman and D. Thompson, *Democracy and Disagreement* (Cambridge 1996); Gutman-Thompson, *Why Deliberative* を参照。

考え難いような状況（例えば、参加者 6,000 人を超える民会）において、聴衆が活発に参加するための鍵となる方策であった。またヴィラセクによれば、寡頭主義者や哲学者は、民会に集うアテナイ人たちを「演説の観客たち」と非難していたが、この批判に受動性は含意されておらず、むしろこのように活発に声を上げて議論に参加する習慣に対して批判を加えていたのである<sup>63</sup>。

野次や歓声といった聴衆の反応は、民会において市民団が熟議に参加するためにのみ重要だったというわけではない。熟議が成功し、合意が形成されるのにも必要なものであった。演説者は、演説中に聴衆が声によって（声高に）感情を表現するに応じて、調整する必要に迫られていた。前 4 世紀にエライアのアルキダマスが著した論考『書かれた演説の作家に関して、あるいはソフィストについて』は、この点を明らかにしており、アテナイの民主的な熟議に適した、即興で臨機応変な演説のありようについて啓発的な意見を述べている<sup>64</sup>。アルキダマスは、「どんな話題でもその場で適切に話すこと、言葉や議論をスラスラ次々に出すこと、情勢の変化と人々の願望にピタリと合わせること、そして適切な論を述べること (3)」の重要性を強調している。また彼はこうも付け加えている。「噴飯ものではないだろうか。伝令役が『市民の中で誰か民会演説を希望する者はないか』と呼び入れるとき、あるいは法廷で水時計がすでに流れているときに、演説者が書板に向かって行って作文をして暗記しようとしたらすれば (11)。」また彼は、「当意即妙に話をする人の方が、書かれたものを読み上げる人よりも、聴衆の希望にうまく合わせるものだ (22)」と明確に述べている。そして結論として、「誰であれ一人前の弁論作家になるよりも有能な演説者になりたいと願ひ、正確な言葉で発言するよりも機会を巧みに捉えたいと思ひ、そして聴衆の嫉妬心を相手にすることよりも好意を味方につけることに力を注ぐような者ならば、」その人には即興で語ることが決定的に重要なのだとまとめている (34)。

聴衆が現場で起こす（声高な）フィードバックのおかげで、演説者たちは自分が用いている論法や推進しようとしている政策が、実際に勝利を収めるほど十分に広範な合意を得る可能性があるものなのか、それとも単に論争を起こすだけで、討論の発展を破壊するものに過

<sup>63</sup> 以下を参照。Villacèque, “Chahut”; Villacèque, “Θόρυβος”; Villacèque, *Spectateurs*, passim and particularly 268-77; P. Pontier, *Trouble et ordre chez Platon et Xénophon* (Paris 2006). また以下も参照。R. Thomas, “Performance, audience participation and the dynamics of fourth-century assembly and jury-courts of Athens,” in *Athenische Demokratie im 4. Jh. - zwischen Modernisierung und Tradition*, ed. C. Tiersch (Stuttgart 2016) 89-107; V. Bers, “Dikastic Thorubos,” in *Critica*, eds. P. Cartledge and F. D. Harvey (London 1985) 1-15 (法廷でのトリュボスについて); J. Tacon, “Ecclesiastic thorubos: interventions, interruptions, and popular involvement in the Athenian assembly,” *Greece & Rome* 48 (2001) 173-92 (民会でのトリュボスについて)。Cammack, “Deliberation”は、聴衆の反応が熟議に関して果たした役割を最小限に見積もろうとしている。しかし何故に *κοινολογέομαι*, *νακούνω*, *διαλέγομαι* といったあまり用例のない単語から、聴衆の参加が（演説者と）対話的な力を持っていたことを示すべきだというのだろうか。聴衆の参加が演説者に影響を及ぼしていたことは史料上明らかであり、対話的な力があつたことは明らかである。Cammack はまた、トリュボスが殆ど *βουλευόμεαι* と関連して用いられず、用いられる場合でも両者の関係は対立的であると指摘している。しかし、Pontier が示しているように、トリュボスは価値中立的な言葉ではない。混乱や無秩序と結びつけられる単語であり、まさしく叫び声や野次を通じて市民団が主体的に参加していることを、貶めるために用いられているのである。

<sup>64</sup> アルキダマスについては、M. Edwards, “Alcidamas,” in *A Companion to Greek Rhetoric*, ed. I. Worthington (Oxford 2007) 47-57. 作品については、N. Livingstone, *Athens: The City as University* (London 2016) 71-99.

ぎないのか、感じ取ることもできた。提案を提出するか否かの選択は、当該の論法に対する聴衆の反応に左右された。すでに見たように、デモステネスはあるとき、すでに完全に起草していた決議案を幹事役に提出することを取りやめたことがあった。これはまさに、討論がその方向に向かって進んでいないことを、彼が了解していたからに相違ない（アイスキネス 2 番 64-8 節）。野次や歓声は、幹事役が職務を適切にこなすのにも欠かせないものであった。いつ討論を終わらせ、（たくさんあるうちの）どの提案を票決に付すのか、決定権を有していたのは幹事役だけだった。それゆえ彼らは討論の行く末を、そしてある提案に関して合意が実際に形成されつつあるのかどうかを、はっきりと感じ取る必要があった。もちろん、ある提案を支持する一連の演説がくり返されて、それに対して誰 1 人反論を述べる者がいなければ、そのこと自体、当該の提案が合意のもとで採択される可能性を十二分に示していた。しかし 6,000 人を超える熟議の場では、演壇に上がり、意見を表明する人間は必然的にごく少数に限られてしまう。したがって民会内の合意形成について評価するにあたり、演説だけに基いて判断していたと想定するのは誤りである。聴衆から演説に対して現場で現れた反応、すなわち野次や歓声によってこそ、幹事役たちは、ある提案について合意が本当に形成されつつあるのか否か、はるかによく感じ取ることができたのである。野次や歓声の力を借りて、幹事役はいつ討論を打ち切るか、どの提案を票決に付すかを決定していたのである。

熟議を通じて合意へと到達させようとする働きが制度に組み込まれている場合、こうした制度的動因 *institutional drive* が同時に副作用をもたらすこともあり得る。意思決定の結果に一定の枷をかけることになるかもしれない。また最善と言うには程遠い結論に至る可能性もまま見られる。こうした副作用については、熟議民主主義を（賛否を問わず）論ずる現代の研究者、批評家たちもまた承知しており、分析を行っている。しかし本論で主張したいことは、アテナイ民会では意思決定に関する制度設計により、熟議が合意形成を目指すものとなり、熟議にあたって合意形成を重視する価値観を醸成していたということであり、副作用をめぐる議論は、この主張を補強することこそあれ、損なうことにはならない。野次や歓声について言えば、これらは熟議を合意形成へと向かわせる制度的動因をさらに補強するものであったが、同時に、熟議に加わる者たちから異論や少数意見を表明しようという気を削ぐものでもあり、それによって反対意見を持つ者が同調してしまう可能性もあった。サンステーン *Sunstein* をはじめとする人々がすでに指摘しているように、人はときに、自分たちが大切に思っている相手を怒らせたりしないように、あるいは情報不足のために（この場合、さらに情報カスケードの危険性も加わる）、他の人間に追従することで自分の名声を守ることがある<sup>65</sup>。プラトンは『国家』(492b-c)において、野次や歓声が経験不足の若い演説者を麻痺させる効果を衝撃的に記述している。「(大勢の人々が集い) 大きなトリュボスをもってある言動を非難し、別の言動を賞賛する場合、……そのような場所で若者は、……如何なる心情になっていると貴方には思われるでしょうか。……その人たち (= 群衆) と同じことを立派なこととし、同じことをひどいことであると発言し、またその人々と同じことを追求し、その人

<sup>65</sup> Sunstein, "Polarization"; Sunstein, *Why Societies*; Sunstein, "Judgements"; Chappell, *Deliberative*, 63 (and ch. 3 more generally), 104. 熟議の病理については、以下も参照。D. Gigone and R. Hastie, "The common knowledge effect: information sharing and group judgment," *Journal of Personality and Social Psychology* 65 (1993) 956-74; D. Ryfe, "Does deliberative democracy work?" *Annual Review of Political Science* 8 (2005) 49-71; D. Stassavage, "Polarization and publicity: rethinking the benefits of deliberative democracy," *Journal of Politics* 69 (2007) 59-72.

たちのようになるとは思われませんか。」実際、演説者がときおり野次によって降壇を余儀なくされていたことは、史料からも知られている（例えば、デモステネス 19 番 17-18 節。アリストファネス『アカルナイの人々』 37-9 行）。

それではトリュボスについては、多様な立場の人々が声を上げ、異議を唱えようとするのを押さえ込む抑制要因と見做し、そうした問題を孕むアテナイ民会は見捨てるべきなのだろうか。そのような単純な見方に対しては、デモステネス弁論集に収められている実際の政治演説や緒言集、それから実際に行われた民会討論の分析（第 3 節）に目を向けると、もっと複雑な像を描き出すことができる。デモステネスは、自分が少数派の意見を言うものだから市民団は自分の話に耳を貸さず、叫んで降壇させるのではないかと決まって懸念を表明しているのだが、同時にくり返し耳を傾けるよう懇願し、さらに自分の意見が独特で受けが良くないことを強調している。こうした状況からすると、事態の推移は単純ではなかったようである。降壇させられる危険を犯しながらも自らを異端の演説家として提示することは、実際、大変効果的な修辞戦略だったのであろう。この戦略はすなわち、良い民会演説者とは、如何に受けが悪かろうと、最善の政策を提言することに躊躇しないものであるという理解に基づいている。結局、（とりわけ緒言において）聴衆の好意を掴むことが演説者にとっては大切だったのであり、基本的には、聴衆の感覚とは異なる価値観を支持するような真似をして、聴衆の気持ちを遠ざけたりしないことが、あるべき姿勢だったのである。デモステネスは自らの提言を異端だと主張しているが、これには彼のプライドが込められており、本質的意見対立の表明を嫌う討論の文化には、そぐわないように見える。しかしこれは、デモステネス個人に独特なことであるとか、彼の名声の副産物であると説明してしまうこともできない。というのも、現存する政治演説を執筆していた当時、デモステネスは有名政治家ではなく、まだ若い弁論家に過ぎなかったのである。

緒言集をより詳しく見てみると、演説者や熟議に参加する人間に期待されていた行動について、一層明確な像が得られる。明確に読み取れるのは、長すぎる演説が聴衆の苛立ちを招きそうだったということである。討論は行われなければならない、発言希望者は大勢いた（発言者数に制限はなかった）。話が長過ぎて他人から発言の機会を奪う人間を、デモステネスは明確に批判している（緒言集 21 番 1 節）。「もはや何人かの放埒さによって、登壇したり、発言したり、あるいは発言の機会を得ることさえ一切ままならないのです。」またデモステネスは緒言集 36 番 2 節で、ある人々の悪い（そして利己的とされる）助言を批判して、「欺くための時間をできるだけ短く短縮なさった方が、私には賢明であるように思われます」と、皮肉を込めて述べている。同 29 番 3 節では、民会に自らの議論の骨子を簡潔に話したのち、時間を浪費しないように、次のように提案している。「私自身、もしも皆さんが好まれるのであれば、皆さんが現在検討なさっていることについて、私が考えていることを、まず何よりも先に私の方からお話しし、しかるのちに残余のことをご説明するのが正当であると考えておりました。しかしもしもそうではないのであれば、皆さん方を煩わせることも、私自身を疲弊させることも致しますまいと。」こうした発言は、聴衆の参加や（野次・歓声による）妨害を非難しているどころか、むしろ推奨しているように思われ、まさしく現実的な議論を促進する（延々と長広舌が続くことを妨げる）という目的に適っているのである。さらに当該の論法や政策が利益に適い、同意を得ているのか、それとも取り下げるべきなのか、という感

覚を演説者本人（それから他の演説者、そして幹事役）に与えるという目的にも資している。話の脱線も批判的にみられていた。緒言集 56 番 2 節にはこう記されている。「まず、アテナイ人の皆さん、登壇する者には、皆さんが検討していることについて演説を行うよう要求なさってください。と言いますのも、弁論に際して別の話題に何度も脱線し、気の利いたことをたくさん話すような人もおられるかもしれません。とりわけ、こちらに弁の長けた方々がいらっしゃいますが、そうした人でしたら、なおさらです。」しかしデモステネスは、野次が適切な場合もある一方、とりわけ演説があまりに長時間に及ぶ場合、民会は通常静かに耳を傾けるべきだとも主張もしている（緒言集 56 番 3 節）。「おそらく演説を短くするということについて言えば、このことは矛盾しているように思われる人もおられましようが、しかし黙って耳を傾けるべきなのです。」同時に彼は、「[演説者が] トリュボスに耳を傾け、これに応ずること、そして次々に演説を行うことが正しい」という認識も示している。この助言は、アルキダマスのもので全く軌を一にしており、民会演説者と聴衆の相互作用をきわめて対話的色彩の濃いものとして描いていて、民衆の（分別のある）喧騒を正当化している<sup>66</sup>。

緒言から浮かび上がる民会エチケットには次のようなものもある。それは他の演説者に個人攻撃を加えたり、敬意を欠いたりすることは不適切であり、相手を尊重する行動が求められていたということである。これは演説全体からも確認される。そこには（法廷とは対照的に）個人攻撃は一切認められない。互いに市民を欺いていると罵り合ったり、他の演説者の動機に疑問を投げかけるようなことは不適切であると考えられていた<sup>67</sup>。こうした効果を持つ規範的な発言を僅かばかり見てみよう。緒言集 11 番でデモステネスは次のように述べている。「私が思いますところでは、アテナイ人の皆さん、皆さん方はどなたもご承知でいらっしゃるのです。ご自身が本日、不正を犯した人間に対して審理を下すためにやってきたのではなく、現在の状況に関して熟議（*βουλευόμενοι*）するためにいらしているということ。そうしますと、非難に関しましては全て脇に置き、私たちが誰かを審理する段になれば、そのときになってから、各人、皆さん方の下で、自分自身そうすべきだと納得した相手に対して非難演説をすべきなのです。しかしながら、もしもどなたかが何か有益、あるいは利益となるようなことをお話しできるというのであれば、今回、その人はそのことを表明すべきなのです。と言いますのも、非難するというのは、すでになされてしまったことに対して訴えをなす人々の行為であり、熟議するというのは（*συμβουλευειν*）、現在と未来のことに関わるのですから。そうしますと現在のこの機会、中傷のためでも非難のためのもでもなく、助言のためのものである（*συμβουλής*）、そう私には思われるのです。従いまして私は今、自分がこの方々に対して非難している、まさにその非難を自らが被ったりしないように注意をして参ります一方、現状に関して最善だと思われることを助言することにいたしましょう」（緒言集 20 番、31 番、52 番、53 番 1-2 節も参照）。相手を尊重しないような行動は、演説

<sup>66</sup> ただし、Cammack, “Deliberation” とは見解を異にする。

<sup>67</sup> 例外は、デモステネス 10 番 70-4 節。民会演説と法廷演説では、それぞれ異なる要素が抑制・制限する働きを持った。この点については、E. M. Harris, “Alcibiades, the ancestors, liturgies, and the etiquette of addressing the Athenian assembly,” in *The Art of History Literary Perspectives on Greek and Roman Historiography*, eds. V. Liotsakis and S. Farrington (Berlin 2016) 145-56; Harris, “How to Address”. 欺瞞については、Ch. Kremmydas, “The discourse of deception and characterization in Attic oratory,” *Greek Roman and Byzantine Studies* 53 (2013) 51-89 を参照。

者自身に悪影響があるばかりではなく、民主的な熟議を損なうものであると明記されている（緒言集 31 番）。「[演説者たちが] 互いに争っていたり、審理でもないというのに互いに非難をしあっている場合、そのことが情勢に悪影響を与えることはないなどと言ったりするほど、無思慮な人間など誰 1 人としていないのです」（緒言集 6 番、53 番 1-2 節も参照）。

以上の史料から、民会エチケットについて以下の点が確認できた。演説者たちには互いを尊重し、非難や中傷、正当性を否定し合うようなことを慎み、論点を外さず、公共善のために、明らかに公共善という観点から正当化できるような合理的な助言を提供して、長く喋り過ぎることなく、他に貢献したいと思う人のために時間を残しておくことが求められていた。その代わり彼らは聴衆に耳を傾けてもらい、いくらか静かにしてもらうことが期待でき（もちろん、賛否を表明する野次・歓声は全く問題視されておらず、推奨すらされていた）、そして何より完全な発言の自由、何であれ望むことを発言する自由（パレシア）が認められていた。民会に参加しているアテナイ人たちは、良き助言に対して心を開いている必要があり、合理的な議論によって説得されることを望まなければならなかった。こうした社会的規範は、真の熟議が醸成されることを目的としていた。これは制度的な仕組みが真の熟議を促進することを目指していたのと同じである（第 1 節参照）。たしかにアテナイの民会は、現代の政治理論家たちが組み上げてきたような理想的な熟議の場であったとは言えないかもしれない。しかし現代の理論や実験にとって決定的に重要な、熟議に関わるいくつもの価値観を維持することを（如何に不完全であろうとも）明らかに目指していたのである<sup>68</sup>。討論や投票をするに際して、人々は議論と行動に関するこのような規範に従っていたわけだが、それには意思決定過程に高い公開性が備わっていたという事実がかなり重要であったように思われる。これには演説者同士、そして聴衆からの野次・歓声を含めた相互検閲、社会的圧力が関連していた。このことは討論を一定の方向性に向かわせること、そして関連する規範を違反した者に対して制裁を加えることを意味していた。こうした社会的圧力の力学は、協調という観点から問題のある副作用を生ずる可能性もあったが、しかしそれはせいぜい、エルスタが絶妙にも「偽善という文明化の作用 *the civilizing force of hypocrisy*」と名付けたようなものに過ぎない。すなわち公開性は、熟議のための議論や行動に関して広範に共有された基準に従わせるような社会的圧力を作り出していたのである。これは演説者が話せる、あるいは提案できると感じていることを「濾過」する作用もあった。演説者の価値観や動機が社会に共有された基準にそぐわなければ、その人物は熟議に際して、偽善的にそれらの基準に応ずるよう圧力を受ける。やがて広範に共有された熟議の規範と価値観に従って演説や行動をくり返してゆくにつれ、認知的不協和の低減プロセスにより、当初は偽善的にそのようにしていた当事者自身すらも「文明化」されることとなる。これらも最終的には、熟議の規範と価値観に応ずるようになる、すなわち「熟議の姿勢 *deliberative stance*」に順応することになるのである<sup>69</sup>。

<sup>68</sup> Gutmann-Thomson, *Democracy*, ch. 2 は真に熟議的なシステムに「互酬制」が組み込まれていることを強調している。熟議と（利益の）集計 *aggregation* 及び交渉 *bargaining* の対立関係に関しては、古典的な J. Habermas, *The Structural Transformation of the Public Sphere* (Cambridge, MA 1989) 45 を参照。[ユルゲン・ハーバマス『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』（第 2 版）（細谷貞雄・山田正行訳）未来社、1994 年]

<sup>69</sup> Elster, “Deliberation and constitution.” Owen-Smith, “Survey,” 228-30 『熟議的姿勢』とはすなわち、共通



また緒言集をさらに掘り下げてゆくと、民会で熟議が行われるべきだと要求することが、如何にして正当化されていたのか——すなわち、そうした価値観があることで、都市国家（ポリス）にはどのような利点があると思われていたのか——を探ることができる。利点とみなされていたのは明らかに、採択された決定が安定的なものとなり、そして何といても、その決定に正当性が付与されることであった。緒言 29 番を見てみよう。ここでデモステネスは、合意形成に向けて迅速に動く立場について再考するよう、市民団に説得を試みている。彼は初めに 1 つの問題に光を当てている。しばしば決定済みの問題を蒸し返そうとする者が出てくる。これは政治的不安定をもたらすものであり、由々しき問題である。あるいは市民団の決定が気まぐれだということになる。民主政に批判的な寡頭政志向の知識人によって、しばしば批判される点である。実際、アテナイでは決定済みの案件を改めて熟議することについて、何の規定も存在しなかった<sup>70</sup>。しかしデモステネスは、この問題に対する解決法として、既決事項の再議を禁止すべきだとは言わなかった。彼が主張したのは次のようなことである。「もしも皆さんが以前に熟議を行い、そのときに演説が認められていたというのに、それにも拘らずこうしたこと（＝既決事項の蒸し返し）をする者たちがいる場合、もしもすでに敗北している提案について無理やり同じ議論を蒸し返してきたのだとすれば、皆さんは彼らを非難すべきだったのでしょうか。しかし実際のところ、皆さんはあのときに我慢して耳を傾けようとしなかったわけで、そのことについて彼らが意見を述べたいというのであれば、それも無理からぬことです。皆さんの方が非難されて然るべきでしょう、アテナイ人の皆さん。皆さんは何かしら熟議を行うときにはいつでも、一人一人に意見を述べさせることはないのです。誰かの演説が先に皆さんの心を捉えてしまえば、他の人の話にはもはや決して耳を傾けたりしないのですから。」この発言は注目すべきである。というのも正当性及び安定性という観点から、立場によらず発言権を認めるべきだという熟議の理念を、明らかに正当化しているからである。立場によらず、全員に開かれた熟議を通じて、集団的になされた決定のみが、最終的に拘束力のあるものだと主張しているのである。

市民団の決定の強さと正当性は、そこへ至る熟議の質に依存しており、投票そのものではない。デモステネスが熟議と決定の正当性に関して、こうした連関があることを指摘しているが、これは現代の熟議民主主義理論にとっても中心的な教義の 1 つとなっている<sup>71</sup>。同じ議論は緒言集 35 番にも認められるが、ここでは反対のケース、既決事項は再審議に付すべきではないという主張が用いられている。こうしたことは、決定の安定性、信頼性の重要性を訴えかけたところで正当化されるものではなく、デモステネスは逆にこう述べている。「アテナイ人の皆さん、皆さんが初めにこの件について熟議をなさっていたときに（ἐβουλευέσθε）、それぞれが最善と思っている提案について皆さん方を説得すべきであり、そうするのが正しいことであったのです。ポリスにとってこの上なく不利益な 2 つのことが生じたりするこ

---

の現実的判断に向かってゆくかのように、相互に論を交わし合う、他者との対等な関係のことである。」

<sup>70</sup> 本稿 110-111 頁参照。

<sup>71</sup> 熟議民主主義が生み出す正当性については、例えば、Cohen, “Deliberation”; B. Manin, “On legitimacy and political deliberation,” *Political Theory* 15/3 (1987) 338–68, here p. 360; Manin, “Volonté”; S. Benhabib, “Toward a deliberative model of democratic legitimacy,” in *Democracy*, ed. Benhabib, 67-94, here p. 68; J. Dryzek, “Legitimacy and economy in deliberative democracy,” *Political Theory*, 29/5 (2001) 651–69, here p. 651; J. Parkinson, *Deliberating in the Real World: Problems of Legitimacy in Deliberative Democracy* (Oxford 2006).

とのないように。すなわち、皆さんによって決議されたことが何一つ最終決定にならないこと、そして皆さん方が心変わりをなさって、自分たち自身に対して狂気の沙汰と有罪判決を下すことです。そのときに黙っているが今になって批判している方々もおられますので、その方々に私の方から少しばかり申し上げたいと思います。……と言いますのも、もしも皆さんが検討なさっているときに、登壇することができたというのに、すでに熟議が行われたあとに、そのことに対する非難をすることにしている……。」決定事項を再審議すべきでないという議論が、決定に至った熟議の質に絡めて正当化されている。誰もが自由に発言する機会を有しており、そして熟議に誰もが参加でき、尊重されるものである以上、決定は完全に正当なものであって、疑問を呈するべきではない。決定に拘束力を持たせるものは、やはり投票ではなく、まして投票がおそらく全会一致だったという事実でさえないのである。正当性は熟議の質に依拠している<sup>72</sup>。

このようにアテナイでは、民主政下で決定された事柄の正当性と安定性に関心が払われており、決定が正当性を有するのは正当な熟議を経たためであるとする民主的な解決法が採られていた。こうした思考の背後に如何なる文脈が想定できるだろうか。この点を探るため、伝クセノフォンの1節を引用してみよう(『アテナイ人の国制』2巻17章)。寡頭政と比較し、民主政の決定は信頼に値するの否かを論じた箇所である。「(寡頭政ではなく)民衆(デモス)が決定したことについて、民衆は提案した者や票決に付した担当者を責め、その他の人々は、自分は出席していなかったとか、あるいは参加者がひしめく民会で決定されたことは知っているものの、自分はこれに満足してはいないなどと言って否認することができる。」もちろんこれは極端な場合であり、またこの著作家もアテナイの民主政をあまり客観的に見ていたとは考えられていない。しかし民会の決定が欠席者や反対者に対しても拘束力を持つのか否かは、(少なくとも理論上)大変重要な問題である。さらにこの問題は、より深い次元で共同体統合の問題にも繋がる。当時の諸史料はしばしばホモノイア(「同心」、「合意」)に関心を向けている。市民間の調停不可能な意見対立からスタシス(内紛)が発生し、それにより都市国家の一体性が損なわれ、最終的には解体してしまう——そうした事態が史料の各所で懸念されている。マンスブリッジ Mansbridge によれば、共同体が排他的に多数決原理にのみ依存している場合、「投票は分断を象徴し、強化し、制度化する……投票は、少数派を排除する結果を生み出し、……他方で合意による決定の方は、全員を包含し、集団の一体性を強化する。」投票が共同体の分断を制度化し、強化するため、ギリシア人にとっては(カートリッジ Cartledge の言葉を借りれば)「主要な政治問題について投票が行われるたび、内紛勃発の脅威が生み出された。」そして「票が割れることが、内戦に繋がる危険性を本質的に孕んでいるがゆえにこそ、政治的に分断している両派にとっては共に、いつでもホモノイアが主たる政治理念となっていたのである<sup>73</sup>。」というのも、重要な政治的決定を行うたびに、くり返し意見が割れることになったとしても、共同体そのものの統一性や統合性が決して危ぶまれたりすることがないようにするには、きわめて凝集力の高い共同体である必要があった。この

<sup>72</sup> 熟議(全会一致ではなく)が正当性をめぐる議論にとって最善かつ最も実現可能な規範的根拠であることについては、Manin, “Volonté,” 19-20 and passim を参照。

<sup>73</sup> Mansbridge, *Beyond*, 9-10; P. Cartledge, *Spartan Elections* (London 2001) 166; cf. Loraux, *Divided*, 101 and V. Azoulay, “Repolitiser la cité grecque, trente ans après,” *Annales HSS* 69/3 (2014) 689-719.

ような危険——分断から政治共同体の分解という事態を招きかねず、また政治共同体が不安定化し、正当性を失いかねない——に対して（不完全ながらも）アテナイ人の立てた対策は、民主的熟議だったのである。これは制度によって実現可能なものとされ、平等な参与と尊重を重視する価値観が共有されることで強化されていた。効果的な熟議によってのみ、排他性を感じさせない（しばしば合意に基づく）、真に正当性を有する決定にたどり着くことができた。次節では、熟議、その展開と効果について特定の事例を詳細に議論してゆく。

### 3. 合意形成を目指した民主的熟議の実態

第1節は、比較的広範な史料群を利用して、アテナイの制度機構を細部まで再構成し、合意形成を目指して熟議を行う際の規則について細かく再現してみた。第2節では、アッティカ弁論家の演説を利用して、こうした制度の中で個々のアテナイ人に如何なる振る舞いが期待されていたのか、広く共有されていた規範を再構成してみた。民会で実際に熟議が行われる際に適用されていた規則や、非公式の行動規範について分析を試みるうちに、全会一致の投票を示す証拠が確認できた。他方で、可否の投票が割れて僅差だった事例は殆ど確認できなかった。しかしすでに論じたように、もしも民会の中心的な義務が、投票及び決定そのものよりも、むしろ集団による民主的熟議にあったのだとすれば、民会での討論の展開全体に一部始終目を向けるべきということになる。残念ながら討論に関するそのような史料はごく稀で、一貫したものではなく、不十分な叙述しかない。史料は主にトゥキュディデスの『歴史』、クセノフォンの『ギリシア史』、そしてアイスキネス及びデモステネスの弁論数編（主として、デモステネス18番、19番及びアイスキネス2番、3番）に見出せるが、それらは不完全であるばかりでなく、演説や主たる政治家の責任に力点が置かれ、しばしば先入観により歪んでいる。トゥキュディデスとクセノフォンの先入観は、民主政に対する不信感に由来している。彼らは民主政を基本的には群衆による支配と理解しており<sup>74</sup>、いく人かの有力政治指導者と民衆指導者（デマゴゴス）の演説を支配的なものとしがちで、これに比べると熟議への広範な市民参加については見劣りするものとして描きがちである。弁論については、先入観よりもむしろ焦点化 *focalisation* の問題が大きい。民会での討議について彼らが残している叙述は、特定の個人（とりわけデモステネスとアイスキネス）を弾劾あるいは擁護するために作られた法廷弁論の一部をなしている。そのため、当該人物の発言やパフォーマンスに記述が集中しており、演説が行われたときの熟議の状況に広く目を向けたものにはなっていない。このように先入観や焦点の偏りといった不完全さがあるものの、こうした叙述の中に、民会が活発な熟議の場であり、複数の個人（しかも必ずしも毎回同じ人物ではない）が発言し、意見を表明して、提言する場であった様子を垣間見ることができる。伝令役が「発

<sup>74</sup> トウキュディデスについては、例えば以下を参照。J. Ober, *Political Dissent*, 52-121; V. Hunter, “Thucydides and the sociology of the crowd,” *The Classical Journal* 84/1 (1988) 17-30; H. Leppin, *Thukydides und die Verfassung der Polis: ein Beitrag zur politischen Ideengeschichte des 5. Jahrhunderts v. Chr.* (Berlin 1999). クセノフォンについては、例えば以下を参照。V. Gray, “Xenophon and Isocrates,” in *The Cambridge History of Greek and Roman Political Thought*, eds. Ch. Rowe and M. Schofield (Cambridge 2000) 142-54; S. B. Ferrario, *Historical Agency and the ‘Great Man’ in Classical Greece* (Cambridge 2016); Pontier, *Trouble*. クセノフォンの「非民主的」性格がさして強くなかったことについては、V. Gray, “Le Socrate de Xénophon et la démocratie,” *Les études philosophiques* 2 (2004) 141-76; R. Kroeker, “Xenophon as a critic of the Athenian democracy,” *History of Political Thought* 30/2 (2009) 197-228 を参照。

言希望者は誰か」と尋ねたのち、多くの者が実際に発言していたのである。トゥキュディデスは、中心的な政治指導者の討論であるかのように事態を縮約しがちではあるものの、実際の民会では多人数が発言していたことについて多くの手がかりを与えてくれている。1巻139章3-4節はその好例である。ここでトゥキュディデスは、前431年、ペロポネソス戦争の開戦を決定した民会の様子を描いているが、それに先立って、スパルタからの第2使節が演説した様子を伝えている。スパルタ側の主張は、アテナイがボテイダイアに対する包囲を解除し、アイギナの独立を尊重し、そして最も重要なことに、対メガラ決議を破棄すべきであり、さもなくばもはや開戦は避けがたいというものであった。こうしたスパルタの最後通牒に対して、トゥキュディデスは次のように記している。「アテナイ人たちは民会を開催し、自分たち自身で意見を提示しあい、そして全てについて1度きり熟議を行なった上で回答することに決定した。多くの人々が登壇して演説をしたが、彼らは、開戦すべきだという意見、そして決議が平和の足かせにならなくてはならず、破棄すべきだという意見、双方の立場に別れた。クサンティッポスの息子ペリクレス、アテナイ人のうち当代随一の人士、言動共にこの上なく能力のある人物が登壇し、以下のごとく助言した。」続いてトゥキュディデスはペリクレスの演説を伝えて、アテナイ人が彼の提案を支持したと述べている。印象としては、1番の政治家が民会になすべきことを指示し、民会は即座に同意したように感じられる。この印象は、著作家トゥキュディデスが読者に与えようと意図したものである。つまり「第一人者」ペリクレスの支配によって抑制されていたときにのみ、アテナイの統治はきちんとしていたというわけである<sup>75</sup>。しかしながら、当該箇所の言葉遣いは、重要な点を隠し通せてはいない。民会で起こっていたのは、字義通りには、アテナイ人たちが「自分たち自身の前に（すなわち、自分たち自身で）意見を提示しあった（*γνώμας σφίσιν αὐτοῖς προτιθέσαν*）」ということである。討論の様子は、前節までに確認してきたように、誰もが意見交換に参加でき、相互に異なる意見を提示しあっていたように描かれている。またトゥキュディデスは、政治指導者同士の対決と彼らによる民衆の先導に力点を置いているにも拘らず、ペリクレスが唯一の発言者ではなく、広範な議論が展開され、多くの人々が決定に貢献したこと、そしてそこには多様な助言と見解が提示されていたことを認めざるを得ないのである。またもう1つ注目すべき点がある。それはテキストに依拠する限り、討論において意見対立があつたにも拘らず、アテナイ人は最終的に1つの提案に同意し、その通り全会一致で採決している点である（1巻145章）。トゥキュディデスは『歴史』全体を通じて、民会における討論場面をもつばら1、2人の中心的政治家の演説に還元してしまう傾向にあるが、これと同様の民会描写をすることも決して稀ではない。例えば3巻36章6節では、たしかにミュティレネ人の命運を握る第2民会が、クレオンとディオドトスの演説対決に縮減されている。しかし討論の初めについて、「民会は即座に開催され、種々の意見が各方面から生じた」と描かれている。クレオンとディオドトスは、多くの演説者のうちの2人に過ぎなかったのである。またトゥキュディデ

<sup>75</sup> 例えば、以下を参照。Ferrario, *Historical*, 104-78, esp. 106-43; V. Azoulay, *Pericles of Athens* (Princeton 2014) esp. 137-56 は、指導者ペリクレスの表象について論じている。トゥキュディデスにおける指導者と大衆の関係については、例えば A. Tsamakis, "Leaders, crowds, and the power of the image: political communication in Thucydides," in *Brill's Companion to Thucydides*, eds. A. Rengakos and A. Tsamakis (Leiden 2006) 161-88 を参照。

スがディオドトスを紹介する際（3巻41章）、彼は「先の民会でもミュティレネ人たちの処刑に最も反論した人物であった」と紹介している<sup>76</sup>。前411年、市民団の多くが艦隊勤務で国許を離れている間に、寡頭派の叛乱者集団がアテナイの実権を握り、民主政を破壊したときのこと、トゥキュディデスは（8巻66章1-2節）、「それでもなお民会と豆抽籤による評議会は開催されていた」記している。ここで史家は表面的な継続性はありつつも、アテナイの意思決定が変わってしまったということを強調している。それは議題が今や叛乱者たちによって決定されてしまい、発言者、発言内容までもが事前に彼らによって調整されるようになって、「叛乱者の規模を見て、恐れ、他の誰一人として反論を言おうとする者はない」というような状況にまで立ち至ってしまったからであった。ここで明らかに示唆されているのは、通常の状態であれば、議題は評議会と当番評議員によって秘匿されることなく決定されており、相当数の人間が発言し、全演説者が自分の希望する内容を話し、完全に自由に、多様な見解を表明していたということである<sup>77</sup>。研究者はこれまで、トゥキュディデスが有力政治家とその演説に焦点を合わせていることに基づいて、民会演説や政策の提案は政治エリートや富裕者の専権事項であるかのように論じる傾向にあった<sup>78</sup>。近年ではキャマックが、アテナイには真の討論は存在せず、半職業的な政治家（レトル）層による演説と提案があるばかりで、市民団は単にそれについて投票をするだけ、実際の参加や（外的な）熟議などなかったとまで主張している<sup>79</sup>。しかし先に見たように、史料の行間を読めばトゥキュディデスさえ、複数の参加者が助言を行い、活発な討論が展開されていた様子に示唆的に言及しているのである。そしておよそそのような状況にあったことは、前4世紀に関しては法と決議の提案者を概観することで確認されている。ハンセンは、碑文で確認できる前4世紀の法及び決議提案者について概観し、きわめて多くの提案者（同一人物でない）がいたことを突き止めた。しかも提案者の大半について、1度の提案しか確認されていないのである。また確認される提案者のうち公共奉仕層、すなわち最富裕層に属するのはおよそ3割に止まるという<sup>80</sup>。その後、ランバト Lambert が、前354/3から前322/1年の間の提案者について最新の調査・分析を行った結果、54名の提案者が確認され、そのうち43名が1度、8名が2度の提案しか確認されていない（残り3人はそれぞれ、3件、8件、10件の決議で確認されている）。ランバトは彼らの出自の多様性についても強調している<sup>81</sup>。リデル Liddel も同じように、前4世紀

<sup>76</sup> Cf. Hornblower, *Commentary... Books I-III*, 419-41; Harris, "How to Address" 及び本稿 92 頁。

<sup>77</sup> Cf. S. Hornblower, *A Commentary on Thucydides: Volume III: Books 5.25-8.109* (Oxford 2008) 944-7; E. M. Harris, "The constitution of the Five Thousand," *Harvard Studies in Classical Philology* 93 (1990) 243-280.

<sup>78</sup> トリュボスを通じた大衆の参加については、e.g. Hansen, *Democracy*, 144; N. Loraux, "Aux origines de la démocratie. Sur la 'transparence' démocratique," *Raison présente*, 49 (1979) 3-13, at 5; L. Kallet-Marx, "Money talks: rhetor, demos, and resources of the Athenian empire," in *Ritual, Finance, Politics: Athenian Democratic Accounts Presented to David Lewis*, eds. R. Osborne and S. Hornblower (Oxford 1994) 227-52; R. W. Wallace, "The power to speak - and not to listen - in ancient Athens," in *Free Speech in Classical Antiquity*, eds. I. Sluiter and R. M. Rosen (Leiden 2004) 221-232; Villacèque, "Θόρυβος," 301; Villacèque, *Spectateurs*, passim.

<sup>79</sup> Cammack, "Aristotle"; Cammack, "Democratic significance"; Cammack, "Deliberation."

<sup>80</sup> Hansen, *Ecclesia II*, 25-72 and 93-127. より広範に事例を網羅している Lambert, *Inscribed*, 190 は、前354/3～前322/1年について38%としている。Hansenはこうした結果を説明によって退けようとしているが、Lambert, *Inscribed*, 171-226の方が説得的である。

<sup>81</sup> Lambert, *Inscribed*, 184 and passim 171-226. P. Liddel, *Decrees of fourth-century Athens (403/2-322/1 BC)* (Cambridge forthcoming) vol. 2, Appendix 1 には、前4世紀全体の提案者一覧改訂版が掲載されている。

全体に関して文献史料から確認できる決議提案者の調査・分析を行っている。それによれば、文献の記述が一般に有力政治家に偏りがちであるにも拘らず、確認できる提案者の大半（7割以上）は1度しか確認できなかったという<sup>82</sup>。テイラ Taylor はさらに、富裕層以外の政治参加、そして田園部居住者の政治参加が広範に及んでいたことを示している。決議提案者は前4世紀、アッティカの各地から集っていた<sup>83</sup>。

ランバトは、「法及び決議の統計調査によれば、富裕か否かを問わず、政治的な権力・影響力を複数の個人の間で分け合うということが、アテナイ民主政の根本的な側面だったということが示唆される」という<sup>84</sup>。もちろん最終的な決議の提案は、討論時間に行われる演説と同じではない。しかしそこでも広範な参加が規範的であったということは、例えば、ソクラテスの言葉からも示唆される（プラトン『プロタゴラス』319d）。都市国家の財政をめぐる複雑な問題が討論の議題となろうというとき、「大工であっても、銅鍛冶であっても皮職人であっても、小売商であっても船主であっても、あるいは金持ちであれ貧乏人であれ、生まれが良くとも悪くとも、同じように立ち上がって彼らに助言をするのです。」これはアイスキネスが描く像と同様である（3番220節）：

「またあなた（＝デモステネス）は私（＝アイスキネス）に対して、継続的ではなく、間を空けて市民団の前にやって来る（＝演説する）からといって非難をしているようですが、そうした要求をあなたが、民主政ではなく、別の政体から持ち込んでいるということに、私たちが気づくまいと思っておられるのですね。と言いますのも、寡頭政体にあっては希望者ではなく、権力者が政治発言をするのですが、民主政下では希望者が、しかも自分に良いと思われるときに発言するものなのです。間を開けて発言をするというのは、適切な機会に利益となることのために政治活動をしている人士の証なのですが、1日と措かずに発言するのは、それを職業として給金を手にしている者の証なのです。」

これらのいずれもが、デモステネスの緒言集から得られた像を裏付けている。多様な立場を、多くの演説者が表明することが推奨され、求められており、決定の正当性はこれに依拠していたのである。この点は確言できる。しかしながら、民会での討論のうち、現存史料に叙述されているごく僅かな事例は、討論の展開を追うことが可能なほど詳細に記されている。3.1節では、論戦もきわめて激しく、そのため状況的にはハイリスク・ハイリターンであった1つの討論に注目してみたい。これについてはトゥキュディデス『歴史』が比較的きめ細かな叙述を残している。

<sup>82</sup> Liddel, *Decrees* は文献史料に確認される前4世紀の決議を網羅的に収録し、注釈を加えた画期的な研究成果である。

<sup>83</sup> C. Taylor, “From the whole citizen body? The sociology of election and lot in Athenian democracy,” *Hesperia* 76/2 (2007) 323-46; C. Taylor, “A new political world,” in *The Anatomy of Cultural Revolution. Athens 430-380 BC*, ed. R. Osborne (Cambridge 2008) 72-90. P. J. Rhodes, “Demagogues and demos in Athens,” *Polis* 33 (2016) 243-64 も参照。

<sup>84</sup> Lambert, *Inscribed*, 202-3.

### 3.1 シチリア遠征をめぐる討論

本節で扱う事例は、民会におけるアテナイの民主的熟議の質を分析するにあたって、最も挑戦的で、また（一見すると）最もすぐわないように思われるものである。前415年、アテナイはシチリア島の征服を目的とする一大遠征部隊の派遣を決定することになった。本節の分析対象は、この件に関する一連の民会決議である。遠征はアテナイに甚大な被害をもたらした。遠征部隊は壊滅した。作戦失敗によるアテナイの疲弊は甚だしく、これがスパルタとの対立関係の再開、そして最終的には前405年の敗戦にも繋がった<sup>85</sup>。トゥキュディデスは、明らかにこの決定をアテナイ人の非合理性と野心の頂点として描いており、その叙述は全体としてかなり目的論的な色合いが濃い。すなわち、あらゆることが最終的に訪れる破局という事実によって色付けされているのである。底流にある史家の意図は、この遠征を市民団の非合理性が招いた不可避の結果であると説明し、描写することにあつた<sup>86</sup>。トゥキュディデスがシチリア遠征の叙述に当てた第6巻を、次のような言葉で始めている点は重要である。「同じ年（前416年）の冬、アテナイ人たちは再び、ラケスならびにエウリュメドンのときよりもさらに大規模な軍備をもってシチリアに航海し、同地を征服したいという気持ちになっていた。その多くは島の大きさも、ギリシア人、蛮族の民を含め、住民の数も知らず、また自分たちが、ペロポネソス人に対する戦争にも劣らぬほどの大戦争に乗り出したということも承知していなかった。」（6巻1章）。ある意味でシチリアへの艦隊派遣は、今日勢いを増している民主主義の国民投票的形態 *plebiscitary forms* の好例のようにも思われる——直接民主政が適切な助言とは異なる結果に終わり、破滅をもたらしかねない結果を招く。しかもそれが無知と非合理性、悪辣な指導者たちの利己的な扇動によって焚き付けられる——このような類似性は、しかしながら、事実誤認を起こさせるものに過ぎない。一方は、民主的熟議に影響を受けない、直接投票型民主主義の例であり、他方は（判断結果は誤っていたにせよ）民主的熟議の結果として説明が可能である。

本論で遠征の意図、あるいはトゥキュディデスの執筆意図を仔細に検討するつもりはない。本論の関心はシチリア遠征に繋がる種々の会合が開かれた際、民会内で如何なる事態が生じていたのか、その様子を叙述することにある<sup>87</sup>。全てはアテナイと同盟関係にあるシチリア都市エゲスタからの使節来訪から始まった。エゲスタは種々の理由からはるかに強大な都市シュラクサイと交戦状態にあり、後者がアテナイ人のもう1つの同盟都市レオンティノイの人々を放逐してしまったのち、もはや陸海を封鎖された状態にあつた。エゲスタはアテナイに使節を派遣し、シュラクサイを告発してアテナイに助力を求めた。このとき彼らは、もしシチリアが完全にシュラクサイの手に落ちれば、彼らがペロポネソス側に与してアテナイに刃を向けることになるやもしれぬと、その危険性を指摘している（6巻6章）。トゥキュディ

<sup>85</sup> 総合的な記述として Rhodes, *A History*, 131-49. 詳細には、例えば以下の文献を参照。D. Kagan, *The Peace of Nicias and the Sicilian Expedition* (Ithaca, NY 1981); L. Kallet, *Money and the Corrosion of Power in Thucydides* (Berkeley, Los Angeles 2002); H.-P. Stahl, *Thucydides: Man's Place in History* (Swansea 2003) 173-89; T. Rood, *Thucydides: Narrative and Explanation* (Oxford 2004) 159-82; Hornblower, vol. 3; Dover in A. W. Gomme, A. Andrewes and K. J. Dover, *A Historical Commentary on Thucydides*, vols. 4 (Oxford 1970).

<sup>86</sup> 例えば、以下を参照。S. Hornblower, *Thucydides and Pindar: Historical Narrative and the World of Epinikian Poetry* (Oxford 2004); Stahl, *Thucydides*, 173-89.

<sup>87</sup> Cf. Hornblower, vol. 3, 5-12 and 299-367.

デスは、アテナイの干渉を無知と抑制の効かない野心による非合理的な選択と描いている。だが、作家が記している詳細な情報から判断すると、むしろ異なる像が浮かび上がってくる。すなわちアテナイ人は注意深く、情報をより多く集めることに関心を向けていたのである。

トゥキュディデスは、エゲスタの使節が民会ごとに同じ演説を行い、多くのアテナイ人が討論に参加してエゲスタ支持を表明し、同じ話をくり返していたと伝えている。しかし、民会に次ぐ民会でも動きはなかった。アテナイ人たちはこの案件を議題として議論を続けていたのだが、拙速な決定を行わなかったのである。この記述から、まずアテナイ人の中には、使節と同じ議論をくり返していた人々のように、シチリアへの即時介入を選好していた人が間違いなくいたと推測できる。もちろん反対意見を主張した者もいたに相違ない。おそらくニキアスはそうしたことだろう。以下で見るように、彼は最後まで反対していた。しかしどうやら、さほど強い選好を有していないアテナイ人が相当数を占めていたらしく、拙速な干渉決定に抵抗していた。トゥキュディデスはこうした議論を詳細に記述してはいないのだが、性急な結論が忌避されていたことは明白であり、全員の合意形成を要求しない、単純多数決の投票が行われることもなかった。決定すべきことはくり返し、さらなる熟議の対象となった。そしてしばらくの間、熟議は人々の選好に決定的な変化を引き起こすことはなかった。しかし最終的には1つの決定案が醸成され、それが決議として定められた。話が実際にまとまってきたところでアテナイ人が下した決定は、実のところ、より多くの情報を収集することであった。彼らは自分たちがシチリア情勢について十分な情報を持っておらず、実際の決定を下すにはより多くの情報が必要であると認めていたのである。彼らは「まず、エゲスタに使節を派遣し、彼らが主張するように、国庫と神殿に財貨があるのかどうか、これについて吟味を行わせることとした。それから同時にセリヌス人たちに対する戦争について、どのような状況にあるのか、確認させる」ことに決定した（6巻6章）。

トゥキュディデスが提供している僅かな情報から、次のように解釈することが可能ではなからうか。先に見た持続的熟議は、大半のアテナイ人がそもそも遠征に積極的には賛同しておらず、とはいえ先入観をもって反対することもなく、より多くの情報を必要としていたことを示しているのではなからうか。すでに賛否を表明していた人々も妥協し、この選択に賛成したに相違ない。反対派は決定延期を喜んだことだろう。使節がシチリアに到着し、調査を進めて帰国してくるまでには、数ヶ月を要したものと思われる。また彼らは情報が集まれば、同胞アテナイ人のやる気が削がれることになるだろうと期待していただろう。賛成派はこれをはじめの一步、不完全ながらも、事業の開始と見ていたに相違ない。そしてきっと使節がアテナイ人に行動を促すような情報を持って帰国してくると期待していたことだろう。情報収集を行うという決定に対して、何かしら不和が生じていたということを示す根拠は、文中に一切認めることはできない。文脈から最も蓋然性の高い筋書きは、情報不足の補正という、むしろ理にかなった、合意に基づく決定が行われたということである。不完全ながらも合意に達したのは、一方で、自分自身の意見を持ちつつも、自分とは意見を異にする多くの人々の選好を変えるには、一層の情報収集に努めねばならないと認識するに至ったためであり、他方で、遠征に対してすでに態度を決めていた人々が、妥協的合意に加わったためである<sup>88</sup>。

<sup>88</sup> 政治理論研究者たちは現在、熟議に由来する「合意形成」に対して定義を与える際、あまり厳しい要



前415年の春に使節が戻ってくるまでは何も起こらなかった。彼らが帰国すると、同行してきたエゲスタ人使節は、アテナイの軍事遠征資金（の一部）に充てるための莫大な資金を持参して、約束していた資金を実際に所持していたことを証明した（6巻8章）。アテナイ人は民会を招集し、使節とエゲスタ人代表の発言に耳を傾け、討論ののちに決定を下した。トゥキュディデスは、討論の間の出来事についてほぼ口を閉ざしている。ただし、のちの民会の記述から、ニキアスが遠征に反対していたことは知られている。しかしながら、またもや文中には投票が割れたことを示す手がかりは一切認められず、次の民会で議論が再開されたとき（以下参照）、ニキアスはもはや全員が遠征に同意していると想定していたように思われる<sup>89</sup>。討論を行った結果、アテナイ人たちは注意深い決定を下すことになったらしい。「彼らは船舶60隻、全権將軍としてクレイニアスの子アルキビアデス、ニケラトスの子ニキアス、クセノファネスの子ラマコスを生チリアに派遣して、セリヌス人と戦うエゲスタ人を支援すること、もし戦況が有利になれば、レオンティノイ人たちを帰国させること、そしてその他、生チリア情勢について、アテナイ人にとって最善であると判断することを実行するようにと決議したのであった。」仮に一般のアテナイ人たちが、数ヶ月前の民会から選好を変えることなく民会に参集していたとすると、それまで何かしら（ぼんやりと、先入観なく）遠征に躊躇を感じていた大多数のアテナイ人たちは、この民会で新しい情報を手に入れて、それに照らして考えを改めたのに相違ない。そして具体的な遠征目標が設定され、同盟国による資金提供も十分であれば、遠征は実施するのが望ましく、条件の良いものになるという結論に至ったのであろう。彼らは当初より遠征に賛成していた人々に賛同し、合意形成に加わった。これに対して遠征反対派は、討論の最中に賛成派とは異なる立場を表明していたであろうが、2節で論じた制度的圧力を通じて最終的には降参することとなった。

ここで、トゥキュディデスが状況を詳細に書き記している箇所立ち止まって検討したい。4日後に民会が再招集され、「艦隊の準備が如何にして迅速に行われるべきか、そして將軍たちが出航のために何か追加措置を必要とする場合、それについて決議する（6巻8章3節）」こととなった。この民会についての叙述は、またもやトゥキュディデスによって2人の政治指導者、ニキアスとアルキビアデスの対照的な演説合戦により展開している<sup>90</sup>。これは他の多くの場合よりも道理に適っている。というのも、ここでの討論は軍事遠征のための資金に関する問題であり、したがって將軍が中心的な役割を担うのは自然なことであった。それにも拘らず、トゥキュディデスは彼ら2人ばかりではなく、多くの人が演説をしたことを明らかにしており（6巻15章「アテナイ人のうち大多数の人間が登壇し……」）、そしてとりわけニキアスが聴衆の声や<sup>91</sup>、個々の演説者からのさまざまな反応によってあちらこちらに振り

件を求めないようになっている。例えば、以下を参照。J. Dryzek and S. Niemeyer, "Reconciling pluralism and consensus as political ideals," *American Journal of Political Science* 50 (2006) 634-649; Neblo, *Deliberative*, 78-117. 私利、交渉、妥協に関しては、J. Mansbridge et al., "The place of self-interest in deliberative democracy," *Journal of Political Philosophy* 18/1 (2010) 64-100 を参照。cf. Gutmann-Thompson, *Democracy*, 69-73.

<sup>89</sup> ただし、Kagan, *The Peace*, 166-8 は意見を異にする (cf. Hornblower, vol. 3, 311)。

<sup>90</sup> この点に関しては、例えば以下を参照。D. Tompkins, "Stylistic characterization in Thucydides: Nicias and Alcibiades," *Yale Classical Studies* 22 (1972) 181-214; C. Macleod, *Collected Essays* (Oxford 1983) 68-87; Stahl, *Thucydides*, 173-89; D. Smith, "Alcibiades, Athens, and the tyranny of Sicily (Thuc. 6.16)," *Greek Roman and Byzantine Studies* 49 (2009) 363-89; E. M. Harris, "Nicias' illegal proposal in the debate about the Sicilian expedition (Thuc. 6.14)," *Classical Philology* 109 (2014) 66-72; Harris, "Alcibiades"; Hornblower, vol. 3, 319-67.

<sup>91</sup> 聴衆の野次、歓声については、本稿 96-98 頁。

回されていたことを明示している。トゥキュディデスの叙述には史家自身による注釈が付記されており、そこにはニキアスの戦略、行動、紆余曲折についての推測が事実であるかのごとくに述べられ、ニキアスに対する精神分析が行われている。トゥキュディデスがニキアスの選好や根本的な動機を正確に見抜いているのか否かは分からない。本論では史家の解釈からは距離を取り、叙述から浮かび上がる事実集中することとする<sup>92</sup>。

すでに見たように、ニキアスは反対派であったにも拘らず、遠征部隊の将軍に選出されている。そしてニキアスはこの第2の民会において再び遠征に反対する演説を行い、決定事項を覆すようアテナイ人たちを説得しようとしていたことがわかる(6巻9-14章)。トゥキュディデスが伝えるところでは、演説中、ニキアスは当番評議員の議長に、遠征の是非を問う投票を改めて行うようお願い出ている<sup>93</sup>。そしてこれが厳密に言えば違法であることを認めつつ、誰一人そのことに関して彼を告発するものはないだろうと保証している。(6巻14章)。実際のところ、既決事項について新たに投票を行うことが違法だったのではなく(民会は何度でも望みだけ決定を変えることができた)、むしろ問題は、遠征そのものの是非を問う投票は民会の議題にはなっておらず、それを認める評議員の予備決議も行われていなかったことにあった。民会が招集されたのは、遠征準備に関して議論を行い、決定するためであって、遠征それ自体について議論するためではなかった<sup>94</sup>。議長はこの提案を票決に付すことはなかった。法と正しい手続きに従い、手続きの正当性を維持したのである(アイスキネス3番2-6節参照)。しかし討論はしばらくの間、遠征の是非をめぐる問題について展開することになる。「アテナイ人のうち大多数の人間が登壇して遠征すべし、決議を破棄すべきでない」と提言したが、反論を述べる者たちもいた(6巻15章)。」トゥキュディデスは続いてアルキビアデスに集中している。彼もまた遠征部隊の将軍であり、賛成派の中でも最も声の大きな卓越した人物であった。史家は(意図的に)彼の演説を事細かに伝えている(6巻16-18章)。一連の討論が行われたのち、最後に(違法な)投票が行われることはなかったが、「アテナイ人たちは以前よりもはるかに積極的に遠征を支持することとなった(6巻19章)。」

ここで生じていたことは、熟議が招くことのある集団極性化現象 *group polarisation* の例として解釈できる。これについては、とりわけサンスティーンが詳細な研究を行なっている<sup>95</sup>。サンスティーンの研究によれば、ある集団が特定の問題について穏健な意見を持つ者から極端な意見を持つ者まで、さまざまな意見を持つ個人から構成されている場合、熟議ののち集団の平均的な立場は極端な意見へと接近するのだという。のちの研究によれば、集団極性化現象は集団の均質性 *homogeneity* と結びついているとされる。集団に属する人々の意見が、程度こそ異なれ、皆同じ方向性を向いている場合にそうしたことが起こる。集団極性化現象

<sup>92</sup> トウキュディデスは登場人物の動機から説明する傾向があり、受け入れ難いこともしばしばである。この点については、Hornblower, vol. 3, 171; and e.g. J. de Romilly, *Histoire et raison chez Thucydide* (Paris 1956) 107-79; V. Hunter, *Thucydides: The Artful Reporter* (Toronto 1973); Ch. Schneider, *Information und Absicht bei Thukydides* (Göttingen 1974); H. D. Westlake, *Studies in Thucydides and Greek History* (Bristol 1989) 201-23; M. Tamiolaki, "Ascribing motivation in Thucydides. Between Historical research and literary representation," in *Thucydides Between History and Literature*, eds. A. Tsakmakis and M. Tamiolaki (Berlin 2013) 41-72.

<sup>93</sup> 前5世紀には当番評議員も民会の会議監督を行っていた。この点については、本稿84頁。

<sup>94</sup> Harris, "Nicias."

<sup>95</sup> Sunstein, *Why Societies*; Sunstein, "Judgements."

を回避するためには、均質性を避ける必要があるというわけである<sup>96</sup>。他の研究者によれば、集団極性化現象は効果的な進行役によって妨げることができるという<sup>97</sup>。しかしながら、トゥキュディデスが描いた民会の場合、集団極性化現象に対抗するこうした力はいずれも働くことはなかった。それはアテナイの制度が構造的欠陥を抱えていたからではなく、むしろ個別特定の歴史的脈がそのような結果を招いたのである。集団は常に均質だったわけではなく、意見対立はかなりあった。しかし先に行われた熟議を通じて合意が形成され、決定事項となっていたため、その効果として市民団は（ある程度）同質的な集団となっていたのである。同質性は熟議的環境が抱える欠陥だったのではなく、むしろ遠征をめぐる前回の熟議を通じて得られた積極的な結果だったのである。実際、遠征自体の是非は、改めて召集されたこの民会では議論される予定ではなかった。議題に上げられておらず、改めて投票するように主張するニキアスの提案は違法であった。すでに均質になっていた民会が極性化したのは、採決された問題が再び提起されたからに過ぎなかった。そしてそれは、以下で見るように、規模、費用、目的の点できわめて極端な遠征を実行するという結果を招いた。集団極性化現象を回避するための進行役の効果についても、同じく特定の事情によって相殺されることとなった。すなわち、議長自身が既決事項である遠征をある程度支持する側に立っていたために、集団極性化現象を低減させるよりも、増大させることになったのである。

アテナイ人が最終的にこの民会で議論すべきであった問題、遠征準備の問題に到達したとき、遠征への熱意は当初よりも圧倒的に高まっていた。熟議は実際、人々の選好と態度を変えてしまっていた。それはよく知られた民主的熟議の機序、集団極性化現象に従うものであった。結果として遠征は、当初同意されていたものよりも最終的にはるかに大規模なものとなった。トゥキュディデスの叙述によれば、これは部分的にニキアスのせいで、（本節でも見たように）彼が既決事項を覆そうとしたためであり、また同時に彼の立場と選好が討論中に変化したことにも原因があった。実際ニキアスは再び発言し（6巻20-23章）、遠征実施にむけて市民の合意が形成されていることを認め、これに応じて自らの選好を修正している。すなわち彼は、この時点でもしも遠征が行われるのであれば（実施はもはや明白である）、そして成功すべきであると考えのならば、必要な資金・準備は、これまで想定・議論されてきたものよりはるかに大規模なものとなるだろうと論じたのである。注目すべきことに、この第2演説の冒頭、ニキアスは遠征実施を支持する合意が市民間で形成されていることを認め、続けて「以上の件が私たちの希望通りになりますように」と祈り（*ξυνενέγκοι μὲν ταῦτα ὡς βουλόμεθα*）、明らかに自分自身をその合意の中に組み込んでいる。ここで *βουλόμεθα* という1人称複数形を用いていることは、この文脈では重要である。というのも、これによってニキアスもまたこの合意に従っているということが示唆されているのである。彼は合意に参加して、すなわち選好を変化させた上で、これから遠征成功のために最善策を助言しようと主張していたのである。歴史家トゥキュディデスは、またもや心理分析を行い、ニキアスの第2演説を、2つに1ついずれかを達成するための戦略的な動きであったと解釈している。「ニ

<sup>96</sup> E.g. J. Fishkin, *When the People Speak: Deliberative Democracy and Public Consultation* (Oxford 2009) 131-2. [ジェイムズ・S・フィッシュキン『人々の声が響き合うとき：熟議空間と民主主義』（早川書房、2011年）]

<sup>97</sup> K. Grönlund, K. Herne and M. Setälä, “Does enclave deliberation polarize opinions?” *Political Behavior* 37/4 (2015) 995-1020.

キアスはこのように発言をしたが、それは問題の大きさによってアテナイ人たちを心変わりさせるか、あるいは遠征が避けられないとなれば、何よりも安全に出航することができるようにと考えてのことであった（6巻24章）。

そうなのかもしれない。しかし、そうした解釈はひとまずさておくとして、熟議はここまでで2つの効果を有していた。まずアテナイ人の遠征に対する熱気を（集団極性化現象を通じて）さらに極限まで高めた。そして主たる専門家（ニキアス）に頼ることで、そうした遠征が成功するために、さらなる資金が必要であることに光を当てた。これらの効果が組み合わせられることで、アテナイ人は、当初よりも多くの資金を遠征につき込むことを希望するに至った——先の民会で承認されていた当初の遠征規模は、エゲスタ人が支出可能で、支出を希望する額に応じていたはずである。今や、集団極性化現象の影響があったにも拘らず（あるいはそのおかげで）、アテナイ人たちは熟議を通じて、専門家の意見に一層注意を傾け、遠征部隊の安全を確実なものとするためには、より一層の資金・準備が必要であることを理解するに至り、さらにポリスからそうしたものが提供されることを望むまでになっていた。「彼らには、ニキアスが良い助言をした、今や安全性も遥かに高まることだろうと思われた（6巻24章）」。またもや、合意は確固としたものとなった。ただしトゥキュディデスは（少なくとも彼の意見では）、民会に参加している諸集団は表面上合意を支持することにしたものの、その動機は全く異なっていたと記している。「年長者たちは、航海した先で敵を屈服させるだろうとか、大軍勢を打ち負かす者などあるまいと考え、若者たちは遥か彼方の光景を目にしたいと渴望し、また大丈夫だろうという期待も抱いていた。そして数多くいる大衆、兵は、当面銀貨が手に入るばかりか、永遠に賃金が湧き出てくる力を手に入れることになるだろうと考えていたのである。」最後に無名のアテナイ人が立ち上がり、正確なところニキアスほれだけのものを必要としていたのか、どのような軍隊が適切だと考えるのか、教えて欲しいと彼に対して素朴に尋ねている（6巻25章）。ニキアスは躊躇しつつ、同僚将軍と議論せねばなるまいとしながらも、当面の見通しとして次のように答えている。「三段櫓船は100隻を下らぬ規模で派遣すべきであり（そのうちアテナイからは重装歩兵輸送船を、自分たちが良いと思われる分だけ派遣すべきであり、他に同盟諸都市からも派遣されるべきである）、重装歩兵はアテナイ人と同盟諸都市を合わせて少なくとも5,000、可能であればそれ以上。その他の準備に関しては割合に応じて。弓兵は当地からとクレタから。それから投石兵、その他何か適切と思われるものがあれば、準備をして連れて行こう（6巻25章）。」こうした提案が票決に付され、アテナイ人たちは熱狂的にこの案を支持し、どうやらおよそ全会一致で採決した。

この重大な決定は、アテナイ人全体にとって尋常ではない人的負担を要求するもので、市民共同体内部に深刻な亀裂が生じ、共同体の一体性、そして統合すら危険に曝しかねないようなものであった。それにも拘らず、この案について合意が形成され、採択された。アテナイ人は熱狂的に支持した。そしてこの案を一貫して強く疑問視していた人々の代表、すなわちニキアスが見事にこれを強化し、実現に積極的に関与し、成功のために貢献したのである。

## 結論

このアテナイ人たちの決定が、実際のところ酷いものであったのか否かを決定しようと努

力してみても、それが意味のあることなのか、疑問を覚える。決定によってもたらされたのは、明らかに破局であった。しかし結果から遡及して決定の質を判定するというのは、方法的に問題がある。破局の究極の原因を探るのも同様である。そもそも絶望的な企てだったのか。より多くの兵士が必要だったのか。目標をもっと限定すべきだったのか。アルキビアデス解任と関係があるのか<sup>98</sup>。アテナイ民主政の認識的性格について分析を加える研究者もいるが、それは本論の射程の外にある<sup>99</sup>。本論では個別の討論に関して分析を行なったが、その目的はアテナイの熟議の質に光を当てることにあった。下された決定の絶対的な有用性について論じるものではない。本論が注目したのは、熟議民主主義に備わっているとされる別の利点、すなわち正当性と共同体の統合の維持という利点を、いったいアテナイの熟議は生み出すことができたのか否かという点であった<sup>100</sup>。

分析の結果、次のような結果が浮かび上がってきた。歴史家トゥキュディデスは、アテナイ人の行動を感情的で非合理的なものとして描こうとしていたが、実際のところ、アテナイ人の決定は、民会という国制上の議決機関においてなされた持続的熟議の結果であり、(不完全な点はある) 合理的な議論に対してあらゆる立場の人々が参与することを通じて下されたものであった。殆どのアテナイ人は、明らかに当初から固定した選好を持っていたわけではなく、目的と手段に関して誠実で、情報が十分に与えられた熟議に対して心を開いていた。これは民会の制度設計によって可能なものとなっていた。多くの市民が新しい情報と熟議を通じて、一度ならず考えを変えていた。2つの例においてアテナイ人たちは賢明にも、より多くの情報を必要としていることを認め合い、情報収集を行っている。彼らはまた適切な手続きを厳守していた。集団的熟議の手続きは、制度的な状況によって可能なものであり、また推奨された(第1節)。唯一の引っかかりはニキアスの頑固さであり、遠征の是非を改めて問う決定自体は、次の民会で議題とされていなかったにも拘らず、前回の既決事項を覆そうとしたことにあった。それにも拘らず、彼の話に会衆は耳を傾け、また彼の立場を支持する他の者たちの話にも耳を傾けた。彼の議論は、不人気であるがゆえに無視されたどころではなく、実際に最終決定に影響を及ぼしている。決定が正当と認められるためには、全員の話をおく必要があるという(デモステネスなどが記していた) 規範的な主張を否定するような要素は、この物語の中には認められない(第2節)。しかしながら、ニキアスが最終決定に与えた影響は、彼が望んでいたものではなかった。一方で議長は、違法行為であるがゆえに、彼の提案を票決に付さなかった。他方、彼の試みは終わっていたはずの議論を再開し、今や均質となっていた民会は、集団極性化現象を通じ、遠征に向けて一層熱心になった。しかしながらそのときでさえ、彼は討論から身を引かず、野次り倒されることもなかった。彼は自らの選好を修正し(彼の仲間もこれに従ったと想定すべきだろう)、遠征部隊の安全性を高める

<sup>98</sup> 例えば、Harris, *Rule of Law*, 305-44 は、問題は民会ではなく、法廷であったと論じている。

<sup>99</sup> Ober, *Democracy*; Ober, *The Rise*. 熟議民主主義を認識的側面から正当化すること epistemic justification に関しては、以下を参照。D. Estlund, *Democratic Authority* (Princeton 2008); H. Landemore, *Democratic Reason* (Princeton 2013); H. Landemore, "Beyond the fact of disagreement? The epistemic turn in deliberative democracy," *Journal of Social Epistemology* 31/3 (2017) 277-95; J. Knight et al., "Roundtable on epistemic democracy and its critics," *Critical Review* 28/2 (2016) 137-170.

<sup>100</sup> 例えば、Offe, "Referendum," 14-15; J. Elster, *Securities Against Misrule. Juries, Assemblies, Elections* (Cambridge 2013) 281 and passim 等は、認識に関わる評価基準 epistemic criteria に従って政策の「結果」を評価し、そこから政治制度を評価することはできないという立場をとっている。

ために、より大規模な部隊を派遣するよう議論を行った。以前の選好・立場によって失格とされるどころか、将軍としての役目を疑問視されることも決してなく、アテナイ人たちは彼の話を耳を傾け、説得された。全体として、熟議の過程は、純粹でないにせよ（妥協と駆け引きが絡んでいた）、熱狂的な合意へと繋がった。現代の熟議民主主義の理念と比較してみたとき、もちろんこの過程は全く不完全である。たしかに完全に「合理的」でもなければ、収集された情報も十分ではなかった。アテナイ人に誤った情報を与えようとする意図的な企みさえあった（例えば、トゥキュディデス 6 巻 17 章 24 節における、アルキビアデスによるシュラクサイの描写）。しかしアテナイの熟議は、現代的な熟議民主主義に備わった規範的理念の中核的要素をいくつも兼ね備えていた。認識的な側面から見ても、結果から見てもとても良い「結果」を生み出したわけではないが、開かれた討論にあらゆる立場の人間が全て（潜在的に、あるいは実際に）参加することを通じて、最終決定には疑いようのない正当性が見み出された。それ故に決定事項を実現するにあたって、彼らは注目すべきほど一致団結していた。市民団は重要かつ危険な決定、場合によっては分断すら生じかねないような決定を採択したにも拘らず、分断されることなく、都市国家の国制的な統合は無傷のままであった。すなわち、採択された決定の質がどのようなものであれ、強力な熟議志向のエートスと強固に熟議を志向した制度が、アテナイにおいて統一性、国政上の統合、一体性（ただし成人男性市民のみ）、公平さ、そして何より決定それ自体と、それを生み出した政治システムに対する正当性、こういったものを生み出すことができたのである。

本論では民主的熟議に関する個別事例、とりわけ古典期アテナイの民会における熟議に目を向けてきた。それは、熟議民主主義の諸形態を研究する際に、アテナイの民主政が豊かで実り多い検討事例を提供しているということを示すためであった。結びに次の点を強調しておきたい。すでに提示した諸事例からも明らかのように、民主的な制度の複雑さや洗練度を問う場合、民会の規則だけを見ては不十分である。決定は、法制度により整備された複数の機関の相互作用を通じて形成されていた。すなわち、6,000 人以上の市民が熟議に携わる民会ばかりでなく、他にも五〇〇人評議会のような機関が関わった。後者は無差別抽出により選ばれ、1 年を通じて公的な政策に携わり、比較的大きな「ミニパブリック」として知識の形成に力を注いだ。こうした諸制度、機関が、各種の専門性や特権と結びついた委員会と相互に補完し合いながら、熟議を行い、合意形成に力を尽くした。それらはさらに、熟議的な性質を備えた非公式の場からの協力も得ていた。例えば、中央広場（アゴラ）がその最たるものであるが、「床屋」でさえそうした場として機能した（新法の提案は中央広場の掲示板に公示されねばならず、アテナイ人たちは誰でも、公式の熟議が行われる前にそれらを見て議論することができた<sup>101</sup>）。また民会などを補完するその他の制度としては、例えば新法や決議について「国制的観点から」司法判断を行う法廷などが挙げられる。しかし法廷の場合、採用されていた手続きは、討論と熟議を排除した「対決的」なものであった<sup>102</sup>。しかしこのような制度は、それ自体は熟議的ではなかったものの、熟議システムの正当性を作り出し、

<sup>101</sup> R. Sobak, "Socrates among the shoemakers," *Hesperia* 84 (2015) 669-712; cf. Ober, *Democracy*, passim. 「日常会話」における熟議に関しては、J. Mansbridge, "Everyday talk and the deliberative system," in *Deliberative Politics*, ed. S. Macedo (Oxford 1999) 211-42 参照。

<sup>102</sup> 法廷が「多数決原理」であったことについては、Canevaro, "Making"; Canevaro, "Majority," 139-141.

維持するのに貢献していた。アテナイ人の熟議技術は、都市国家の下部組織から私的な組織に至るまで、制度によって用意された公式、あるいは公式というほどでもない、数多くの機会において訓練され、専門的になっていった。そうした場での意思決定に関する規則や実践は、民会で行われていたものに一致していたのである。民主的熟議は、評議会や民会に限らずあらゆるレベルにおいて、アテナイ人が集団行動を求められた際には常に意思決定の標準的な形態となっていた。アテナイの政治システムの中心が熟議的民主政によって占められていたことを認めれば、アテナイは民主的熟議と大規模な熟議システムの機能について、尽きることのない洞察の源となり、またきわめて多くの情報が残された事例研究を提供することになるだろう<sup>103</sup>。

---

<sup>103</sup> 「熟議システム」については、本稿 89 頁、註 39 参照。